

3.2.9 文化財等の状況

(1) 指定・登録文化財

調査区域の指定・登録文化財の分布状況は、表 3.2-21 及び図 3.2-20 に示すとおりです。

対象事業実施区域周辺では、北東側に横浜市登録の史跡文化財と有形民俗文化財が点在しています。

表 3.2-21 指定・登録文化財等の状況

No.	所在地	区分	種別	名称	指定年月日	所有者等 (寄託先・管理団体等)
1	神奈川県 神奈川区	横浜市 登録	史跡	横浜開港・開国に伴い寺院に設置された領事館跡 -フランス領事館跡-	平成 11 年 11 月 1 日	慶運寺 (神奈川本町 18-2)
2			有形民俗	浦島太郎伝説関係資料	平成 7 年 11 月 1 日	慶運寺 (神奈川本町 18-2)
3			史跡	横浜開港・開国に伴い寺院に設置された領事館跡 -イギリス領事館跡-	平成 11 年 11 月 1 日	浄瀧寺 (神奈川幸ヶ谷 17-5)
4			史跡	横浜開港・開国に伴い寺院に設置された領事館跡 -アメリカ領事館跡-	平成 11 年 11 月 1 日	本覚寺 (神奈川高島台 1-2)
5			史跡	神奈川の大井戸	平成 5 年 11 月 1 日	幸ヶ谷 10-6
6			史跡	望欣台の碑	平成 2 年 11 月 1 日	高島台 5-2
7			史跡	弁玉歌碑	平成 4 年 11 月 1 日	高島台 5-2

注)表中の No.は図 3.2-20 に対応します。

資料：「横浜市文化財地図」(横浜市、平成 16 年 3 月)

「国・神奈川県および横浜市指定・登録文化財(平成 26 年 11 月 5 日現在)」(横浜市、平成 27 年 8 月調べ)

(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地

調査区域における周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況は、表 3.2-22 及び図 3.2-20 に示すとおりです。

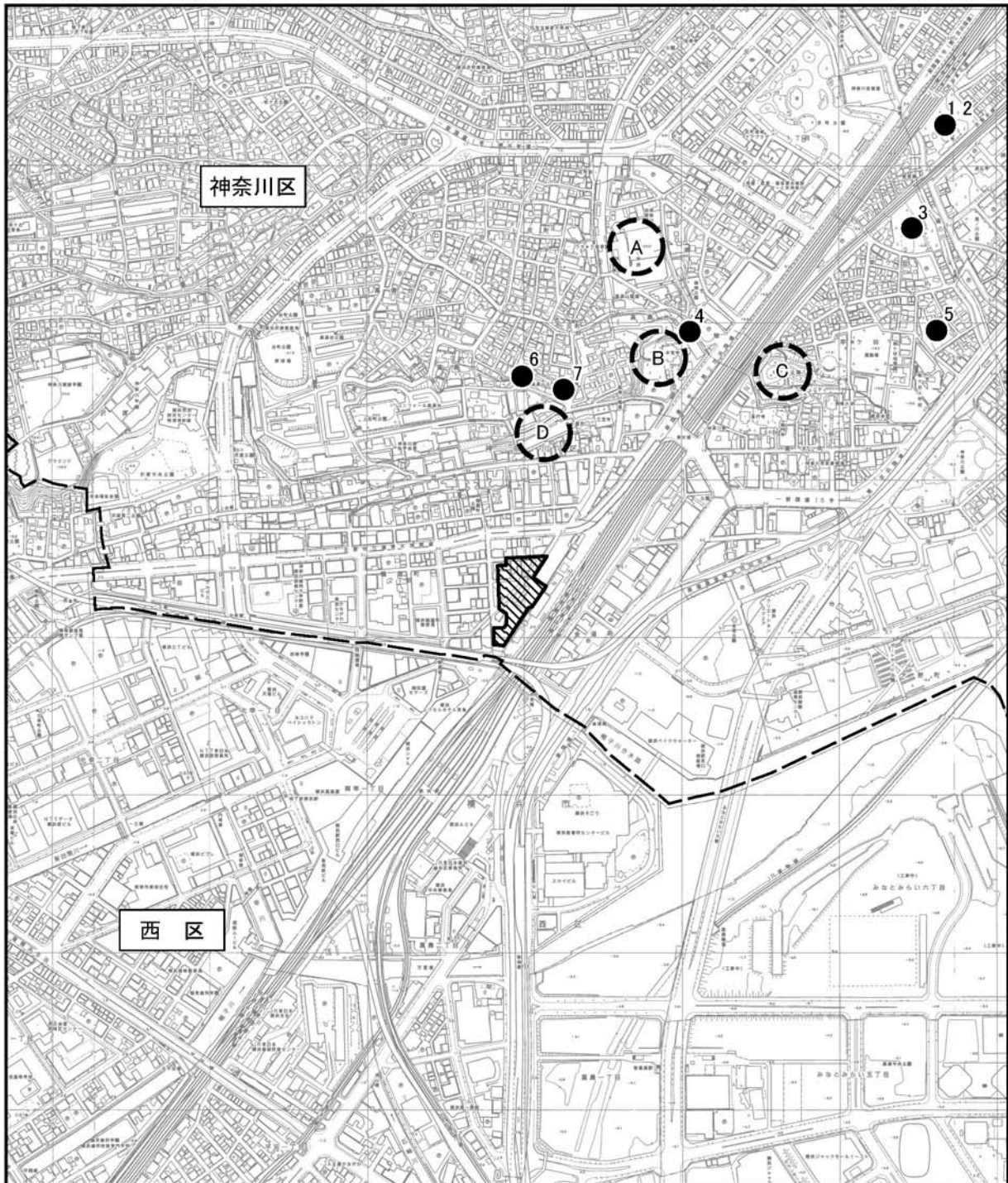
対象事業実施区域周辺では、北東側に 4 箇所の埋蔵文化財包蔵地(貝塚、散布地、城跡)の記録があります。

表 3.2-22 埋蔵文化財包蔵地の状況

No.	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	遺跡名・内容
A	桐畑 17-1 付近	貝塚・ 散布地	学校	台地上	縄文・弥生(後期)	青木町貝塚、青木小学校敷地内、破壊
B	高島台 1 付近	城跡	寺	台地上	室町?	青木城(本覚寺付近)、破壊
C	幸ヶ谷 5-1 付近	城跡	公園	台地上	室町?	権現山砦(幸ヶ谷公園付近)、破壊
D	台町 42 付近	散布地	宅地	台地上・斜面	弥生	破壊

注)表中の No.は図 3.2-20 に対応します。

資料：「横浜市文化財地図」(横浜市、平成 16 年 3 月)



凡例



対象事業実施区域



指定・登録文化財



埋蔵文化財包蔵地

注) 図中のNo.は表3.2-21及び3.2-22に対応します。

資料:「横浜市文化財地図」(横浜市、平成16年3月)

「国・神奈川県および横浜市指定・登録文化財(平成26年11月5日現在)」(横浜市、平成27年8月調べ)

図3.2-20 文化財等の状況

S=1/10,000

0 50 250 500m



この地図の作成にあたっては、横浜市発行の1/2,500地形図を使用しています。(横浜市地形図複製承認番号 平27建都計第9104号)

3.2.10 公害等の状況

(1) 公害苦情の発生状況

調査対象地域における平成 25 年度の公害苦情の発生状況は、表 3.2-23 に示すとおりです。

横浜市における公害苦情総数は 1,201 件であり、公害苦情の多い項目としては騒音の 449 件、大気汚染の 254 件、悪臭の 250 件となっています。

対象事業実施区域のある神奈川区における公害苦情総数は 95 件であり、公害苦情の多い項目としては騒音の 42 件となっています。

神奈川区周辺の西区、中区、保土ヶ谷区においても、騒音に関する苦情が多くなっています。

表 3.2-23 公害苦情の発生状況件数（平成 25 年度）

行政区分	総数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
横浜市	1,201	254	92	1	449	150	1	250	4
神奈川区	95	16	8	—	42	18	—	11	—
西区	29	4	—	—	20	1	—	4	—
中区	67	11	1	—	37	8	1	9	—
保土ヶ谷区	58	8	1	—	29	11	—	9	—

資料：「横浜市統計書[web版]」（横浜市ホームページ、平成 27 年 8 月調べ）

(2) 大気汚染の状況

調査区域における一般環境大気測定局（神奈川区総合庁舎、西区平沼小学校）及び自動車排出ガス測定局（西区浅間下交差点）の位置は、図 3.2-21 に示すとおりです。各測定局の測定結果は、表 3.2-24(1)～(3)に示すとおりです。

各対象物質に対する平成 22 年度から平成 26 年度までの期間の環境基準の適合状況は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素、ダイオキシン類については全てが適合*していました。光化学オキシダントについては全て不適合*でした。

微小粒子状物質(PM2.5)は、平成 24 年度から自動車排出ガス測定局（西区浅間下交差点）、平成 26 年度から一般大気測定局（神奈川区総合庁舎）において測定されていますが、環境基準には適合*していませんでした。なお、平成 27 年 4 月から一般大気測定局（西区平沼小学校）でも測定が開始されており、平成 27 年度から評価対象になっています。

対象事業実施区域に最も近い一般環境大気測定局は、対象事業実施区域北東側約 1,100m の神奈川区総合庁舎となります。

※環境基準の適合条件について

測定局の大気汚染物質の測定結果が環境基準に適合しているかどうかについては、対象となる年度内に得られた全ての測定値を用いて、以下に示す条件で評価されています。

大気汚染物質	評価方法	環境基準に適合するための条件
二酸化窒素 (NO ₂)	98%値評価	日平均値が 0.06ppm を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日 ^{注1)})以内であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	長期的評価	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数が 1 年間で 2%(7 日 ^{注2)})以内であり、かつ、日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
微小粒子状物質 (PM2.5)	年平均値の評価と 98%値評価の併用	年平均値が 15µg/m ³ 以下であり、かつ、日平均値が 35µg/m ³ を超えた日数が 1 年間で 2%(7 日 ^{注1)})以内であること。
二酸化硫黄 (SO ₂)	長期的評価	日平均値が 0.04ppm を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日 ^{注2)})以内であり、かつ、日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
一酸化炭素 (CO)		日平均値が 10ppm を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日 ^{注2)})以内であり、かつ、日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
光化学オキシダント (OX)	—	1 年間の昼間 (5 時～20 時) のすべての 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
ダイオキシン類	—	複数回の測定値の年平均値で 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

注 1) 98%値で評価する二酸化窒素及び微小粒子状物質は、有効測定日数が 326 日以上ある場合、許容日数は 7 日となります。

注 2) 2%除外値で評価する浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素は、有効測定日数が 325 日以上ある場合、許容日数は 7 日となります。

資料：環境基準適合状況（横浜市ホームページ、平成 27 年 8 月調べ）

表 3.2-24(1) 一般環境大気測定局（神奈川区総合庁舎）の経年変化

項目		年度	22	23	24	25	26	
二酸化窒素	年平均値	ppm	0.019	0.017	0.019	0.018	0.018	
	日平均値の年間 98% 値	ppm	0.038	0.035	0.040	0.037	0.036	
	日平均値が 0.06ppm を超えた日数	日	0	0	0	0	0	
	98% 値評価	98% 値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数	日	0	0	0	0	0
		適合：○・不適合：×	—	○	○	○	○	
浮遊粒子状物質	年平均値	mg/m ³	0.024	0.025	0.023	0.026	0.022	
	日平均値の 2% 除外値	mg/m ³	0.056	0.051	0.053	0.067	0.058	
	短期的評価	1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	0	0	1	0	0
		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0
	長期的評価	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	—	無	無	無	無	無
		長期的評価による 0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0
適合：○・不適合：×		—	○	○	○	○	○	
微小粒子状物質	年平均値	μg/m ³	/	/	/	/	15.2	
	日平均値の年間 98% 値	μg/m ³	/	/	/	/	37.8	
	日平均値が 35 μg/m ³ を超えた日数	日	/	/	/	/	10	
	適合：○・不適合：×	—	/	/	/	/	×	
二酸化硫黄	年平均値	ppm	0.006	0.006	0.003	0.003	0.003	
	日平均値の 2% 除外値	ppm	0.012	0.011	0.009	0.009	0.008	
	短期的評価	1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0
		日平均値が 0.04ppm を超えた日数	日	0	0	0	0	0
	長期的評価	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	—	無	無	無	無	無
		長期的評価による 0.04ppm を超えた日数	日	0	0	0	0	0
適合：○・不適合：×		—	○	○	○	○	○	
オキシダント	昼間の年平均値	ppm	0.026	0.024	0.025	0.028	0.028	
	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数	時間	319	217	251	418	365	
	昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数	日	3	0	2	6	2	
	適合：○・不適合：×	—	×	×	×	×	×	
キシノン類	年平均値(複数回の測定値の平均値)	pg-TEQ/m ³	0.025	—	—	0.024	—	
	適合：○・不適合：×	—	○	—	—	○	—	

資料：環境基準適合状況（横浜市ホームページ、平成 27 年 8 月調べ）

表 3.2-24(2) 一般環境大気測定局（西区平沼小学校）の経年変化

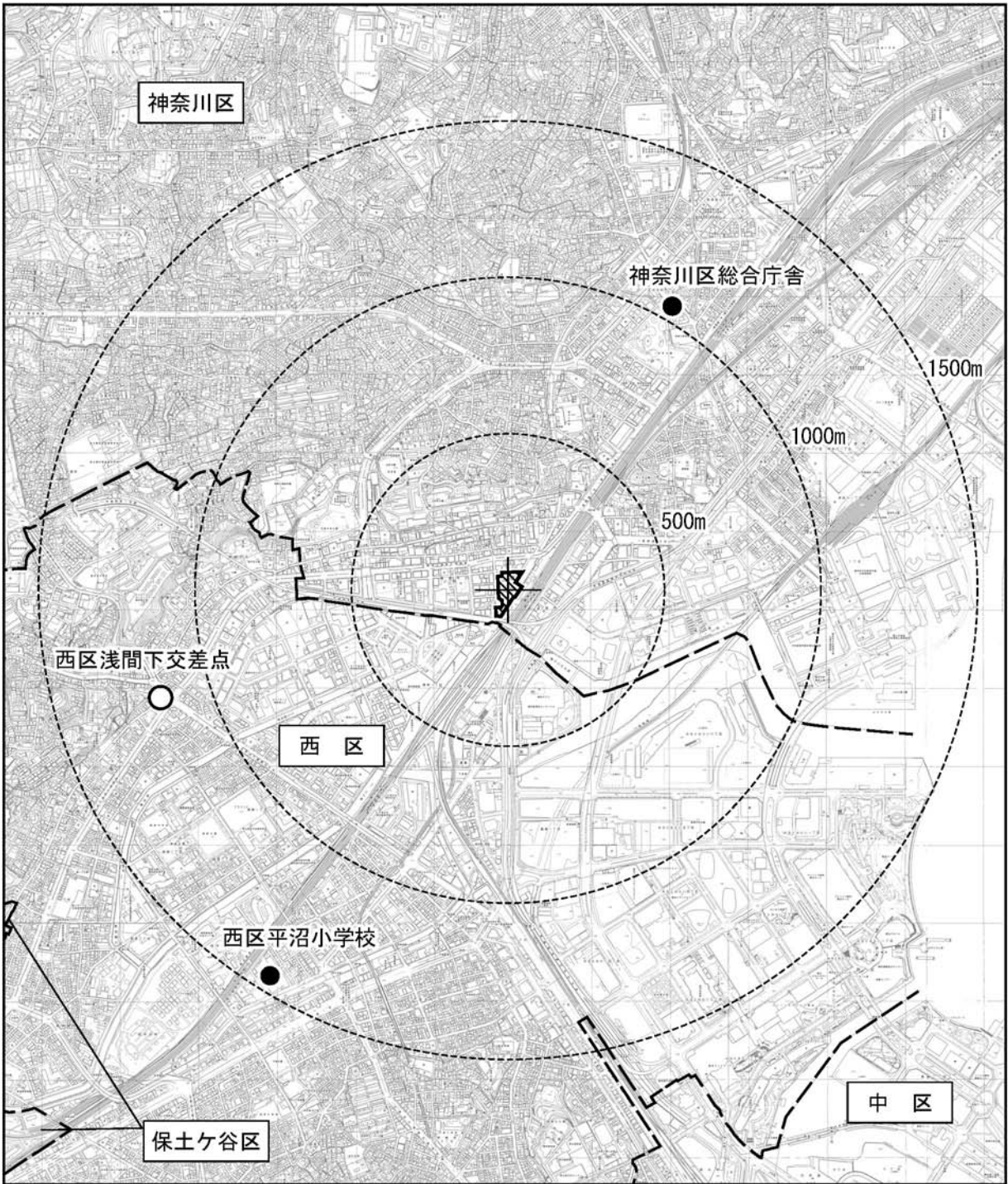
項目		年度	22	23	24	25	26	
二酸化窒素	年平均値	ppm	0.021	0.020	0.021	0.018	0.018	
	日平均値の年間 98% 値	ppm	0.044	0.044	0.045	0.036	0.038	
	日平均値が 0.06ppm を超えた日数	日	0	0	0	0	0	
	98% 値評価	98% 値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数	日	0	0	0	0	0
		適合：○・不適合：×	—	○	○	○	○	
浮遊粒子状物質	年平均値	mg/m ³	0.028	0.027	0.023	0.027	0.027	
	日平均値の 2% 除外値	mg/m ³	0.069	0.059	0.056	0.066	0.067	
	短期的評価	1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	1	1	0	0	0
		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数	日	1	0	0	1	0
	長期的評価	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	—	無	無	無	無	無
		長期的評価による 0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0
適合：○・不適合：×		—	○	○	○	○	○	
二酸化硫黄	年平均値	ppm	0.004	0.004	0.003	0.002	0.002	
	日平均値の 2% 除外値	ppm	0.008	0.009	0.008	0.005	0.005	
	短期的評価	1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0
		日平均値が 0.04ppm を超えた日数	日	0	0	0	0	0
	長期的評価	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	—	無	無	無	無	無
		長期的評価による 0.04ppm を超えた日数	日	0	0	0	0	0
適合：○・不適合：×		—	○	○	○	○	○	
オキシダント	昼間の年平均値	ppm	0.028	0.025	0.028	0.032	0.029	
	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数	時間	362	245	289	447	397	
	昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数	日	5	1	2	7	2	
	適合：○・不適合：×	—	×	×	×	×	×	
キシダイオキシン類	年平均値(複数回の測定値の平均値)	pg-TEQ/m ³	—	—	0.018	—	—	
	適合：○・不適合：×	—	—	—	○	—	—	

資料：環境基準適合状況（横浜市ホームページ、平成 27 年 8 月調べ）




表 3.2-24(3) 自動車排出ガス測定局（西区浅間下交差点）の経年変化

項目		年度	22	23	24	25	26	
二酸化窒素	年平均値	ppm	0.030	0.031	0.028	0.027	0.026	
	日平均値の年間98%値	ppm	0.048	0.049	0.047	0.043	0.041	
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	2	0	0	0	0	
	98%値評価	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0
適合：○・不適合：×		—	○	○	○	○	○	
浮遊粒子状物質	年平均値	mg/m ³	0.026	0.027	0.025	0.027	0.027	
	日平均値の2%除外値	mg/m ³	0.066	0.057	0.057	0.069	0.064	
	短期的評価	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	1	0	0	0	0
		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	1	0	0	1	0
	長期的評価	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	—	無	無	無	無	無
		長期的評価による0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0
適合：○・不適合：×		—	○	○	○	○	○	
微小粒子状物質	年平均値	μg/m ³	/	/	15.2	16.9	16.4	
	日平均値の98%値	μg/m ³	/	/	33	45.8	40.8	
	日平均値が35μg/m ³ を超えた日数	日	/	/	5	20	11	
	適合：○・不適合：×	—	/	/	×	×	×	
一酸化炭素	年平均値	ppm	0.7	0.6	0.6	0.6	0.8	
	日平均値の2%除外値	ppm	1.3	1.1	1.2	1.2	1.3	
	短期的評価	8時間値が20ppmを超えた回数	回	0	0	0	0	0
		日平均値が10ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0
	長期的評価	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	—	無	無	無	無	無
		長期的評価による10ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0
適合：○・不適合：×		—	○	○	○	○	○	

資料：環境基準適合状況（横浜市ホームページ、平成27年8月調べ）

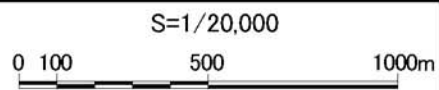


凡 例

-  対象事業実施区域
-  一般環境大気測定局
-  自動車排出ガス測定局

資料:「大気汚染の測定内容」(横浜市ホームページ、平成27年8月調べ)

図3.2-21 大気汚染測定局位置図



この地図の作成にあたっては、横浜市発行の1/2,500地形図を使用しています。(横浜市地形図複製承認番号 平27建都計第9104号)

(3) 水質汚濁の状況

横浜市における公共用水域水質測定地点は、図 3.2-22 に示すとおりです。調査区域には、測定地点が存在しません。

対象事業実施区域に最も近い測定地点は、河川では帷子川水道橋、海域では横浜港内です。各測定地点の測定結果は、表 3.2-25(1)～(2)に示すとおりです。

河川における水質結果は、平成 21 年度から平成 25 年度までの期間において、大腸菌群数を除いた全て項目で環境基準に適合しています。

海域における水質結果は、平成 21 年度から平成 25 年度までの期間において、平成 21 年度の全窒素を除いて全ての項目で環境基準に適合しています。

表 3.2-25(1) 公共用水域水質測定結果（河川）

項目	単位	地点	帷子川水道橋					環境基準
		年度	21	22	23	24	25	
水素イオン濃度指数 (pH)	—	結果	8.1	8.0	8.0	8.0	8.0	6.5 以上 8.5 以下
		判定	○	○	○	○	○	
生物化学的酸素要求量 (BOD)[75%値]	mg/L	結果	1.4	1.6	1.3	1.2	1.3	3mg/L 以下
		判定	○	○	○	○	○	
浮遊物質 (SS)	mg/L	結果	4	5	9	4	4	25mg/L 以下
		判定	○	○	○	○	○	
溶存酸素 (DO)	mg/L	結果	8.6	9.1	9.1	9.2	9.2	5mg/L 以上
		判定	○	○	○	○	○	
大腸菌群数	MPN /100mL	結果	3.5E+04	2.2E+04	1.4E+04	9.3E+03	3.1E+04	5,000MPN /100mL 以下
		判定	—※	—※	—※	—※	—※	

注 1) 帷子川水道橋の環境基準は B 類型の値です。

注 2) 各項目の結果は平均値を示します。BOD は、75%値が環境基準値以下の場合に、環境基準に適合していると評価します。

注 3) 環境基準適合状況 ○：適合 ×：不適合

※ただし、帷子川では、大腸菌群数に係る基準値は、当分の間適用しない。

(平成 12 年 10 月 31 日神奈川県告示第 702 号)

資料：「神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（神奈川県、各年度）

表 3.2-25(2) 公共用水域水質測定結果（海域）

項目	単位	地点	東京湾横浜港内（上層）					環境基準 (C 類型及び IV 類型)
		年度	21	22	23	24	25	
水素イオン 濃度指数 (pH)	—	結果	8.3	8.3	8.4	8.3	8.3	7.0 以上 8.3 以下
		判定	○	○	○	○	○	
化学的 酸素要求量 (COD) [75%値]	mg/L	結果	4.4	3.8	4.0	3.8	3.7	8mg/L 以下
		判定	○	○	○	○	○	
溶存酸素 (DO)	mg/L	結果	8.6	10.7	10.6	9.6	10.0	2mg/L 以上
		判定	○	○	○	○	○	
全磷	mg/L	結果	0.089	0.072	0.067	0.079	0.058	0.09mg/L 以 下
		判定	○	○	○	○	○	
全窒素	mg/L	結果	1.1	0.86	0.93	0.93	0.73	1mg/L 以下
		判定	×	○	○	○	○	

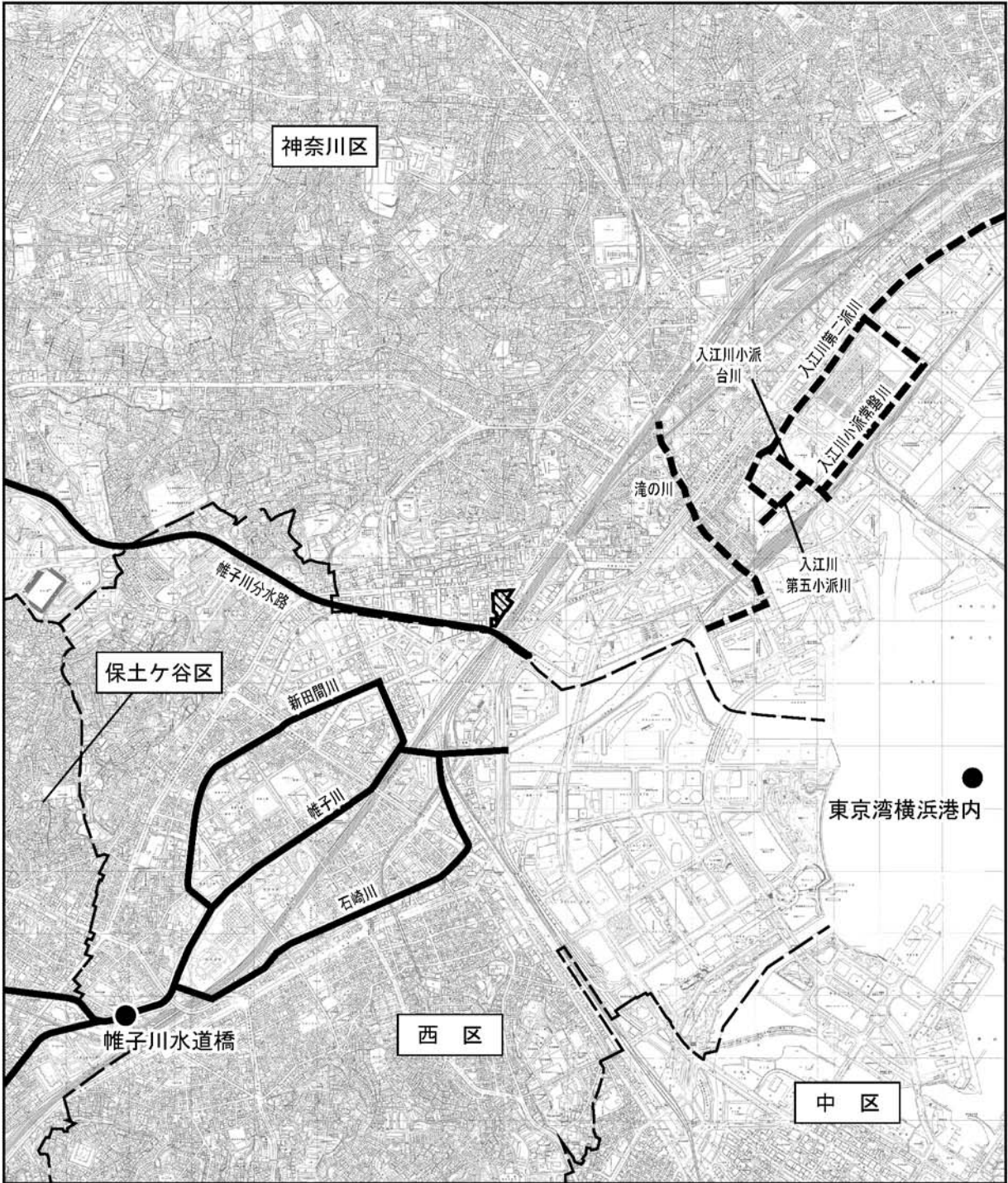
注 1) 東京湾横浜港内の環境基準は、水素イオン濃度指数、化学的酸素要求量、溶存酸素は C 類型、全磷、全窒素は IV 類型です。

注 2) 各項目の結果は平均値を示します。COD については年間 75% 値を記載しました。COD は、75% 値が環境基準以下の場合に、環境基準に適合していると評価します。

注 3) 全窒素及び全磷は上層水質の結果を示します。全窒素及び全磷については、上層水質の年平均値が環境基準以下の場合に、環境基準適合していると評価します。


注 4) 環境基準適合状況 ○：適合 ×：不適合

資料：「神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（神奈川県、各年度）




凡例

 対象事業実施区域

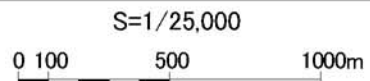
 公共用水域水質調査地点

 二級河川

 準用河川

資料:「神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」(神奈川県ホームページ、平成27年8月調べ)

図3.2-22 公共用水域水質調査地点位置図



この地図の作成にあたっては、横浜市発行の1/2,500地形図を使用しています。(横浜市地形図複製承認番号 平27建都計第9104号)

(4) 騒音の状況

横浜市における平成 25 年度の道路交通騒音測定地点は図 3.2-23 に示すとおりです。

対象事業実施区域周辺で騒音測定が実施されている測定地点は、一般国道 1 号の 3 地点と一般国道 16 号の 1 地点です。各測定地点の測定結果は、表 3.2-26 に示すとおりです。

道路交通騒音(等価騒音レベル)は、一般国道 1 号の西区浜松町では環境基準を下回っていますが、神奈川区三ツ沢中町及び桐畑では昼間、夜間ともに環境基準を上回っています。一般国道 16 号においては、昼間は環境基準を下回っています。

なお、調査区域内の騒音の主な発生源としては、鉄道の走行や高速神奈川 1 号横羽線、一般国道 1 号、主要地方道青木浅間線などを走行する自動車、建物屋上などにある設備機器の稼働などがあげられます。

表 3.2-26 道路交通騒音の状況 (平成 25 年度)

道路名	測定場所	用途地域	区分※1	環境基準 特例適用 ※2	等価騒音レベル(L_{Aeq}) (デシベル) ※3	
					昼間	夜間
一般 国道 1 号	神奈川区三ツ沢中町	近隣商業	C 地域	○	71	69
	神奈川区桐畑	商業	C 地域	○	72	69
	西区浜松町	商業	C 地域	○	66	65
一般 国道 16 号	西区桜木町 5 丁目	商業	C 地域	○	68	66

※1：C 類型：環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）の規定に基づき、騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域として、横浜市長が区分指定しています。

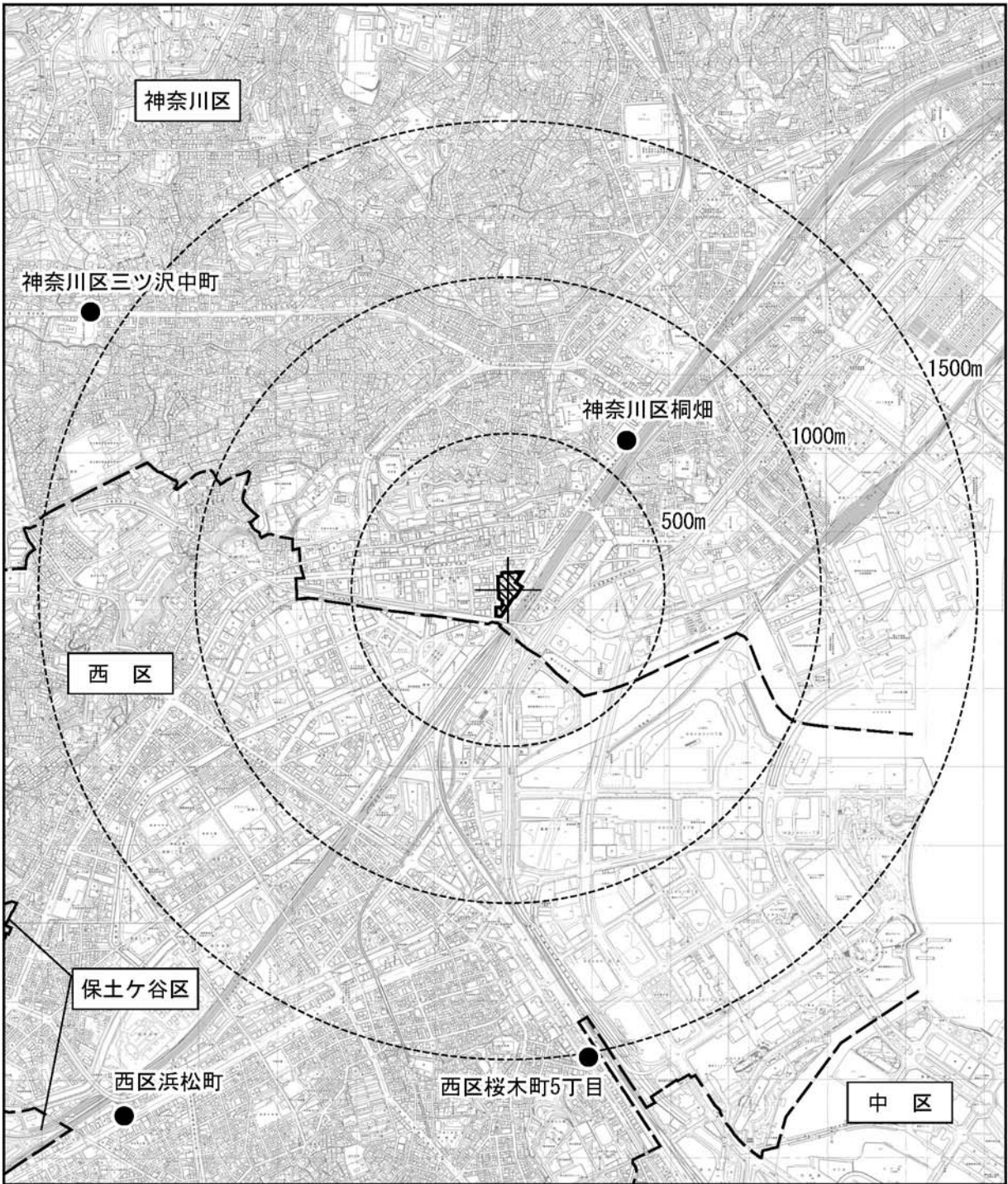
地域の類型	該当地域
A 地域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B 地域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、その他の地域
C 地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

※2：「幹線交通を担う道路」に近接する地域は、特例適用として、通常の「道路に面する地域」とは別の環境基準が設定されています。この場合の環境基準は以下のとおりです。

・幹線交通を担う道路に係る基準値（特例適用）：昼間（6 時～22 時）70 デシベル、夜間（22 時～翌 6 時）65 デシベル

※3： L_{Aeq} （等価騒音レベル）：騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合に、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したものです。

資料：「平成 25 年度 横浜市における騒音・振動の定点測定結果報告書-道路・新貨物線・新幹線・航空機-」（横浜市、平成 26 年 11 月）



凡 例



対象事業実施区域



道路交通騒音測定地点

資料:「平成25年度 横浜市における騒音・振動の定点測定結果報告書―道路・新貨物線・新幹線・航空機―」
(横浜市、平成26年11月)

図3.2-23 道路交通騒音測定地点図

S=1/20,000

0 100 500 1000m



この地図の作成にあたっては、横浜市発行の1/2,500地形図を使用しています。(横浜市地形図複製承認番号 平27建都計第9104号)

(5) 振動の状況

横浜市における平成 25 年度の振動測定地点は、図 3.2-24 に示すとおりです。

振動の測定は、横浜新貨物線と新幹線鉄道を対象に実施されており、調査区域内には測定地点がありません。対象事業実施区域に最も近い測定地点は、新貨物線を対象に測定されている神奈川区三枚町です。測定結果は、表 3.2-27 に示すとおりです。

振動レベルは、水平 (X、Y 方向) 振動、上下 (Z 方向) 振動ともに目標値を下回っています。

なお、調査区域内の振動の主な発生源としては、鉄道の走行や高速神奈川 1 号横羽線、一般国道 1 号、市道青木浅間線などを走行する自動車などがあげられます。

表 3.2-27 振動の状況 (平成 25 年度)

測定場所	構築構造	軌道構造	測定地点の 上下線中心線 からの距離 (m)	振動レベル(デシベル)					
				就眠時 (22~24 時)			覚醒時 (5~7 時)		
				X	Y	Z	X	Y	Z
神奈川区 三枚町	掘割 (防音壁)	標準 バラスト	左 25 ^{注1)}	46	47	54	47	48	55

注 1) 「左」とは、鶴見駅から戸塚方面を見て、測定点が左側であることを指します。

注 2) X、Y は水平振動で X が軌道に対して直角、Y は平行方向、Z は上下振動です。

※目標値 (国鉄と横浜市長との協定に基づく協定値) : 水平動 (X、Y) 51 デシベル以下、上下動 (Z) 59 デシベル以下

資料 : 「平成 25 年度 横浜市における騒音・振動の定点測定結果報告書-道路・新貨物線・新幹線・航空機-」
(横浜市、平成 26 年 11 月)



注：丸数字の①～⑭は、新貨物線に対する騒音及び振動の過年度の調査を含めた全調査地点です。
 平成25年度は、①、⑥、⑪、⑬の地点で測定が行われており、⑪が神奈川県三枚町の調査地点になります。
 資料：「平成25年度 横浜市における騒音・振動の定点測定結果報告書-道路・新貨物線・新幹線・航空機-」
 (横浜市、平成26年11月)

図 3.2-24 振動測定地点

(6) 土壌汚染の状況

調査区域における、平成 27 年 7 月現在の土壌汚染対策法に基づき指定された汚染された土地の区域は図 3.2-25 に示すとおりです。また、調査区域内における指定状況は表 3.2-28 に示すとおりです。

調査区域内には、横浜市から指定を受けた形質変更時要届出区域が 4 箇所あります。

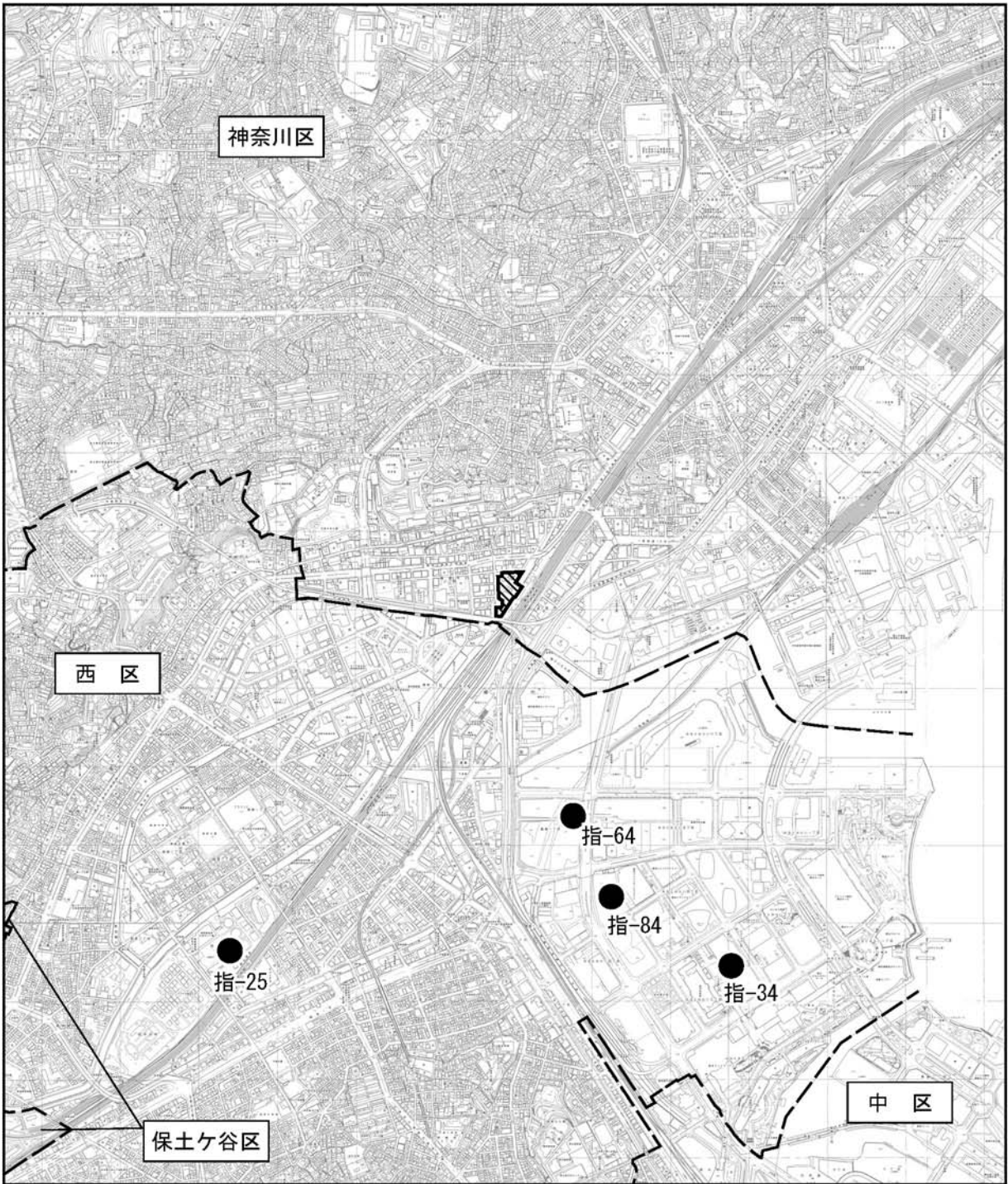
対象事業実施区域はその昔は海であり、1882 年から 1906 年にかけて埋立・整地されました。その後、対象事業実施区域を含む一帯は業務・商業地域として市街化が進んでいますが、対象事業実施区域内で土壌を汚染させる土地の利用は行われていません。

詳細は、資料編（資 2.1-1～資 2.1-6 参照）に示すとおりです。

表 3.2-28 調査区域内の形質変更時要届出区域の指定概要

指定番号	所在地（地番）	指定年月日	面積（㎡）	指定基準に適合しない特定有害物質	土地の形質の変更の実施状況	
					土壌搬出の有無	汚染土壌の処理方法
指-84	西区みなとみらい 四丁目 4-11 の一部	H26.11.14	26	ふっ素及びその化合物	有	セメント製造
指-64	西区高島一丁目 2-52 の一部	H25.3.15	約 19	ふっ素及びその化合物	—	—
指-34	西区みなとみらい 三丁目 5-1 の一部	H23.4.25	2,126.2	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	有	浄化
指-25	西区西平沼町 15-1 の一部	H22.12.24 H23.11.4 H24.9.5 H25.1.15 H25.7.25	27,530	1,2-ジクロロエタン ベンゼン シアン化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	有	浄化

資料：「横浜市内の形質変更時要届出区域について」（横浜市ホームページ、平成 27 年 8 月調べ）



凡 例



対象事業実施区域



形質変更時要届出区域の指定を受けている土地の位置

注) 図中のNo.は表3.2-28に対応します。

資料:「横浜市内の形質変更時要届出区域について」(横浜市ホームページ、平成27年8月調べ)

図3.2-25 土壤汚染対策法に基づく
汚染された土地の分布図

S=1/20,000

0 100 500 1000m



この地図の作成にあたっては、横浜市発行の1/2,500地形図を使用しています。(横浜市地形図複製承認番号 平27建都計第9104号)

(7) 悪臭の状況

対象事業実施区域周辺には、著しい悪臭の発生源はみられません。

(8) 地盤沈下の状況

調査対象地域における区別地盤沈下状況は表 3.2-29、対象事業実施区域のある神奈川区及び隣接する西区の地盤沈下の経年変化は表 3.2-30(1)～(2)に示すとおりです。

平成 25 年度における神奈川区の沈下点数は 7 地点で、沈下量は 10mm 未満であり、西区の沈下点数は 7 地点、沈下量は 10mm 未満となっています。

表 3.2-29 区別地盤沈下状況（平成 25 年度）

観測基準：各年 1 月

行政区分	水準点数	沈下点数	沈下量(mm)			
			10 未満	10～19	20～29	30 以上
横浜市	337	229	227	2	—	—
神奈川区	27	7	7	—	—	—
西区	7	7	7	—	—	—
中区	19	18	18	—	—	—
保土ヶ谷区	14	7	7	—	—	—

資料：「横浜市統計書[web 版]」（横浜市ホームページ、平成 27 年 8 月調べ）

表 3.2-30(1) 神奈川区の地盤沈下の経年変化

観測基準：各年 1 月

整理年度	水準点数	沈下点数	沈下量(mm)					前年比 最大変動量 (mm)
			10 未満	10～19	20～29	30～39	40 以上	
平成 21 年度	27	3	3	—	—	—	—	—
平成 22 年度	27	18	18	—	—	—	—	-4.8
平成 23 年度	27	27	—	—	—	24	3	-49.4
平成 24 年度	27	6	6	—	—	—	—	-0.7
平成 25 年度	27	7	7	—	—	—	—	-4.9

資料：「横浜市統計書[web 版]」（横浜市ホームページ、平成 27 年 8 月調べ）

表 3.2-30(2) 西区の地盤沈下の経年変化

観測基準：各年 1 月

整理年度	水準点数	沈下点数	沈下量(mm)					前年比 最大変動量 (mm)
			10 未満	10～19	20～29	30～39	40 以上	
平成 21 年度	9	5	5	—	—	—	—	-1.6
平成 22 年度	8	6	6	—	—	—	—	-1.4
平成 23 年度	8	7	—	—	—	24	3	-47.0
平成 24 年度	8	5	5	—	—	—	—	-1.3
平成 25 年度	7	7	7	—	—	—	—	-2.8

資料：「横浜市統計書[web 版]」（横浜市ホームページ、平成 27 年 8 月調べ）

3.2.11 災害の状況

(1) 災害による被害の発生状況

調査対象地域における平成 26 年の災害による被害の発生状況は、表 3.2-31 に示すとおりです。

横浜市内で最も被害が多い項目は、住宅被害では床下浸水で 189 件、非住宅被害では浸水で 90 件となっています。

対象事業実施区域のある神奈川区における被害総数は 45 件となっています。

表 3.2-31 災害による被害の発生状況件数（平成 26 年）

被害分類	人的被害				住宅被害						非住宅被害										その他の被害								
	死 者	行 方 不 明 者	負傷者		全 壊	大 規 模 半 壊	半 壊	一 部 破 損	床 上 浸 水	床 下 浸 水	公共建物					その他					畑 の 流 出 ・ 陥 没	文 教 施 設 (学 校 な ど)	道 路	河 川	が け 崩 れ	鉄 道 普 通	ガ ス	ブ ロ ッ ク 塀 等	そ の 他
			重 傷	軽 傷							全 壊	半 壊	一 部 破 損	浸 水	そ の 他 浸 水	全 壊	半 壊	一 部 破 損	浸 水	そ の 他 浸 水									
	人				棟										ha	件	箇所	戸	箇所										
横浜市	2	0	0	26	1	0	1	40	52	189	0	0	2	1	0	3	3	6	90	4	1	2	92	3	123	1	1	13	330
神奈川区	0	0	0	4	0	0	0	8	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	8	0	0	1	21
西区	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	3	0	0	0	5
中区	1	0	0	1	0	0	0	5	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	3	0	0	1	22
保土ヶ谷区	0	0	0	2	0	0	0	5	1	3	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	6	0	16	0	0	0	14

資料：「平成 26 年横浜市の災害」（横浜市、平成 27 年 2 月）

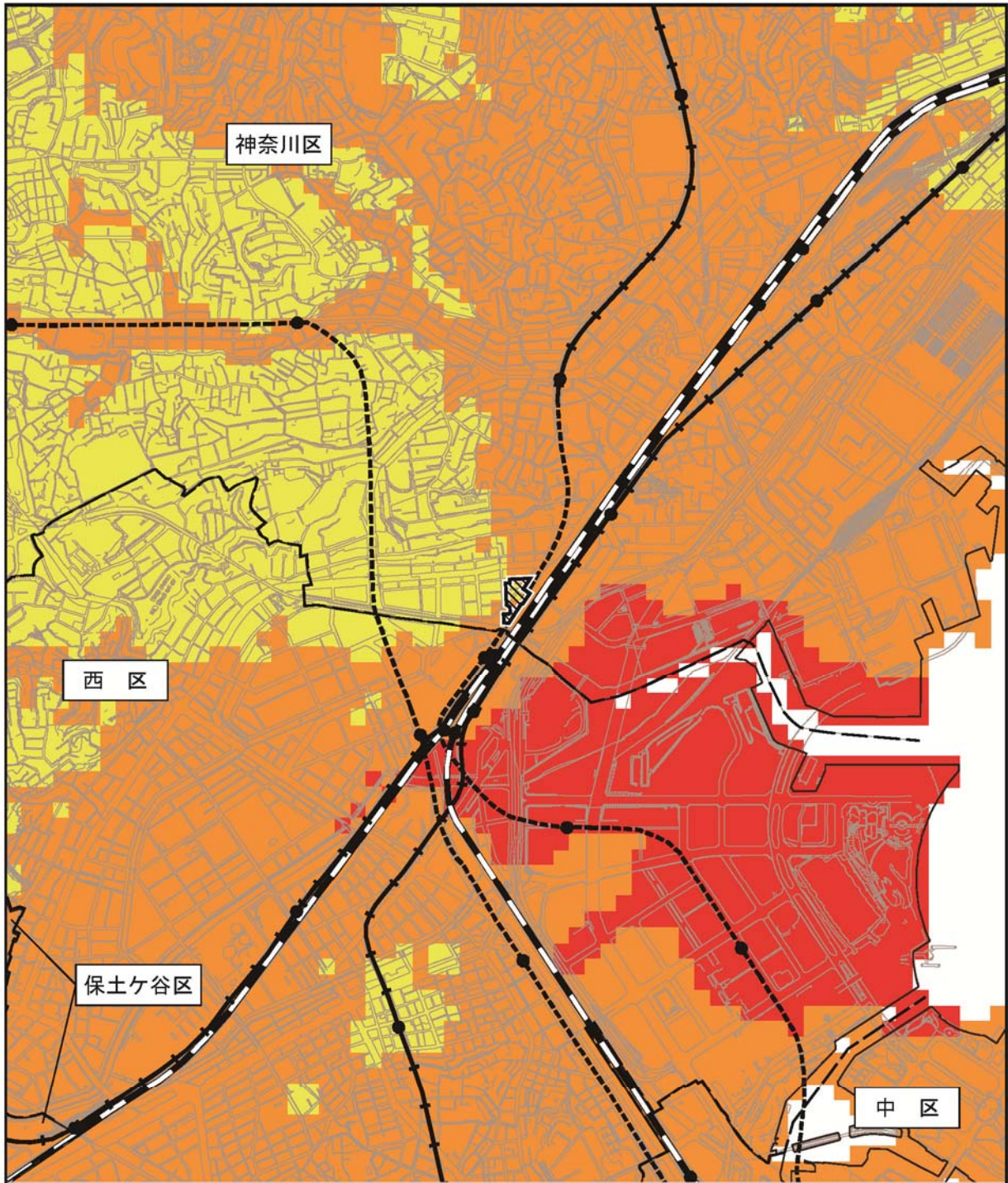
(2) 地震マップ

調査区域において地震発生時に想定される震度は、図 3.2-26(1)～(3)に示すとおりです。






「地震マップ」は、横浜市内に影響を及ぼすと考えられる想定地震について、市内各地の揺れを予測して地図にまとめたものです。最新の地震マップは「横浜市地震被害想定調査報告書」（横浜市、平成 24 年 10 月）で公表されており、ここでは元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震の 3 地震を想定地震としています。

対象事業実施区域の周辺地域では、元禄型関東地震で震度 6 弱～7、東京湾北部地震で震度 5 強～6 強、南海トラフ巨大地震で震度 5 弱～5 強の揺れが想定されており、対象事業実施区域においては、元禄型関東地震で震度 6 弱～6 強、東京湾北部地震で震度 5 強～6 弱、南海トラフ巨大地震で震度 5 弱が想定されています。

また、「全国地震動予測地図 2014 年版」（地震調査研究推進本部地震調査委員会、平成 26 年 12 月）によると、横浜市は、今後 30 年以内に 70%以上の確率で震度 6 弱以上の揺れに見舞われる可能性があることが公表されています。

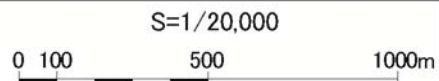


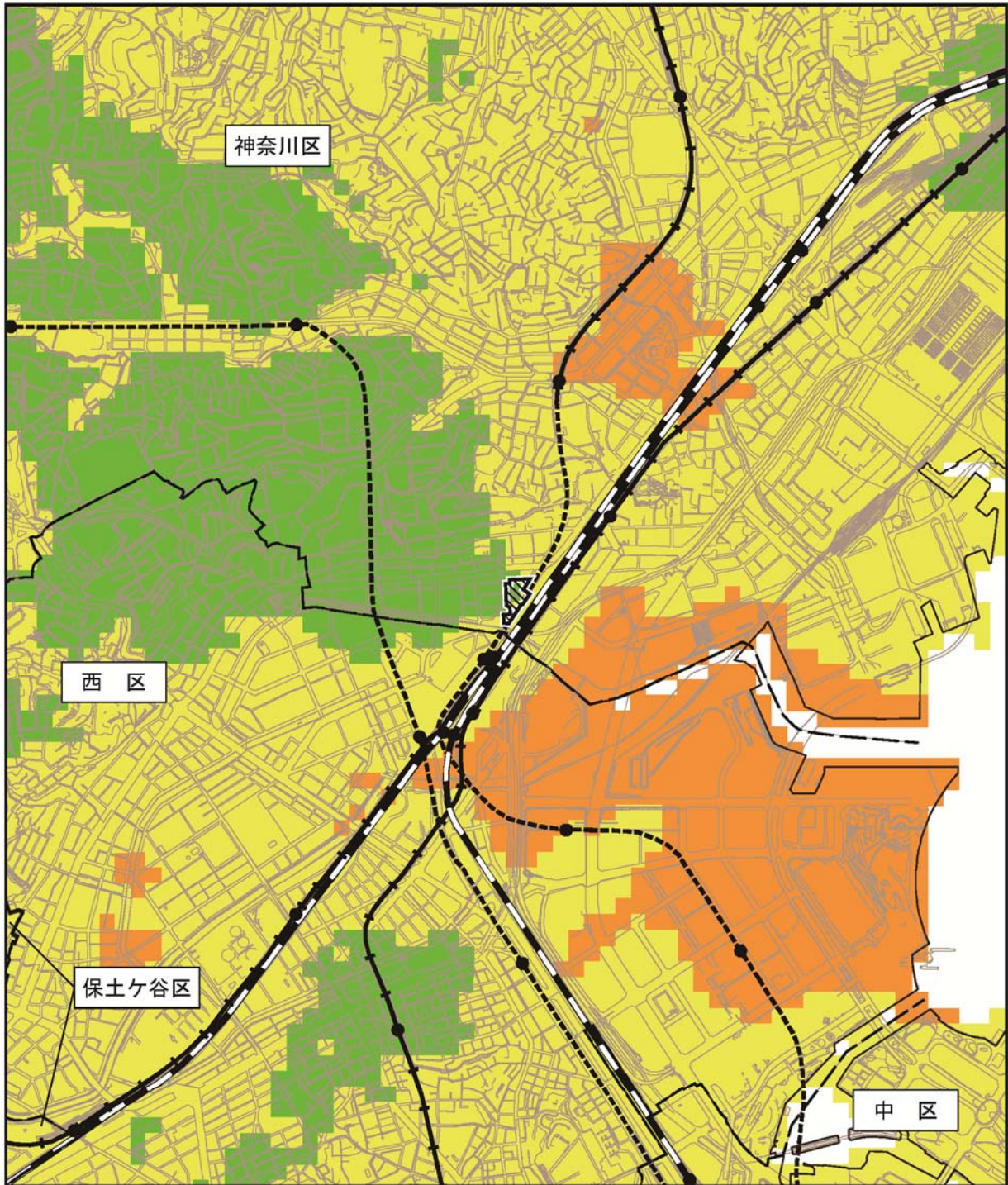
凡例

- | | |
|--|--|
|  対象事業実施区域 |  震度7 |
| |  震度6強 |
| |  震度6弱 |
| |  震度5強 |






資料:「横浜市地震被害想定調査報告書」(横浜市、平成24年10月)

図3.2-26(1) 地震マップ (元禄型関東地震)



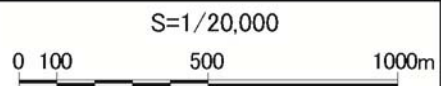


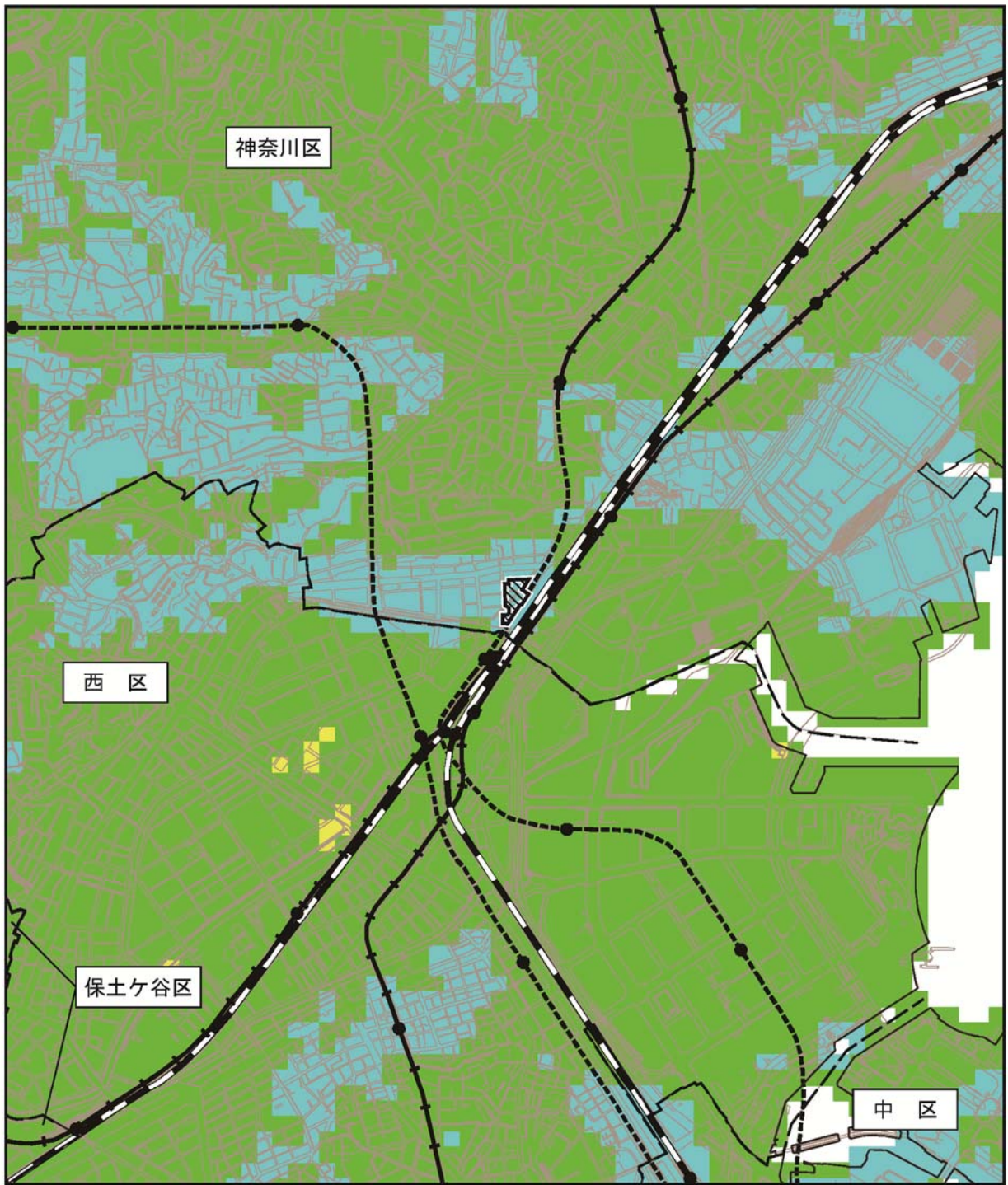
凡例

- | | |
|--|--|
|  対象事業実施区域 |  震度7 |
| |  震度6強 |
| |  震度6弱 |
| |  震度5強 |





資料:「横浜市地震被害想定調査報告書」(横浜市、平成24年10月)

図3.2-26(2) 地震マップ (東京湾北部地震)



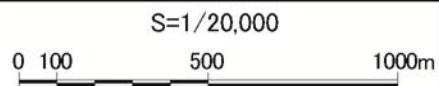


凡例

- | | |
|--|--|
|  対象事業実施区域 |  震度6弱 |
| |  震度5強 |
| |  震度5弱 |

資料:「横浜市地震被害想定調査報告書」(横浜市、平成24年10月)

図3.2-26(3) 地震マップ (南海トラフ巨大地震)



(3) 急傾斜地崩壊危険区域

調査区域における急傾斜地崩壊危険区域は、図 3.2-27 に示すとおりです。

「急傾斜地崩壊危険区域」とは、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、傾斜角度が 30 度以上・高さが 5m 以上、急傾斜地の崩壊により危害が生じる恐れがある家が 5 戸以上、5 戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じる恐れがある場合に神奈川県が指定する区域です。

横浜市では、「市民防災情報わいわい防災マップ」がインターネット上で公開されており、対象事業実施区域内に急傾斜地崩壊危険区域の指定はありませんが、周辺地域では、対象事業実施区域が属する鶴屋町 1 丁目の北側に隣接している台町と西側に隣接している鶴屋町 2 丁目において 2 箇所の急傾斜地崩壊危険区域が分布しています（平成 27 年 8 月調べ）。

(4) 土砂災害警戒区域

調査区域における土砂災害警戒区域は、図 3.2-28 に示すとおりです。

「土砂災害警戒区域」は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として神奈川県が指定する区域です。

横浜市では、「市民防災情報わいわい防災マップ」がインターネット上で公開されており、対象事業実施区域内に土砂災害警戒区域の指定はありませんが、周辺地域では、対象事業実施区域が属する鶴屋町 1 丁目の北側に隣接している台町において 5 箇所の指定があります（平成 27 年 8 月調べ）。

(5) 浸水のおそれのある区域

調査区域における浸水のおそれのある区域は、図 3.2-29 に示すとおりです。

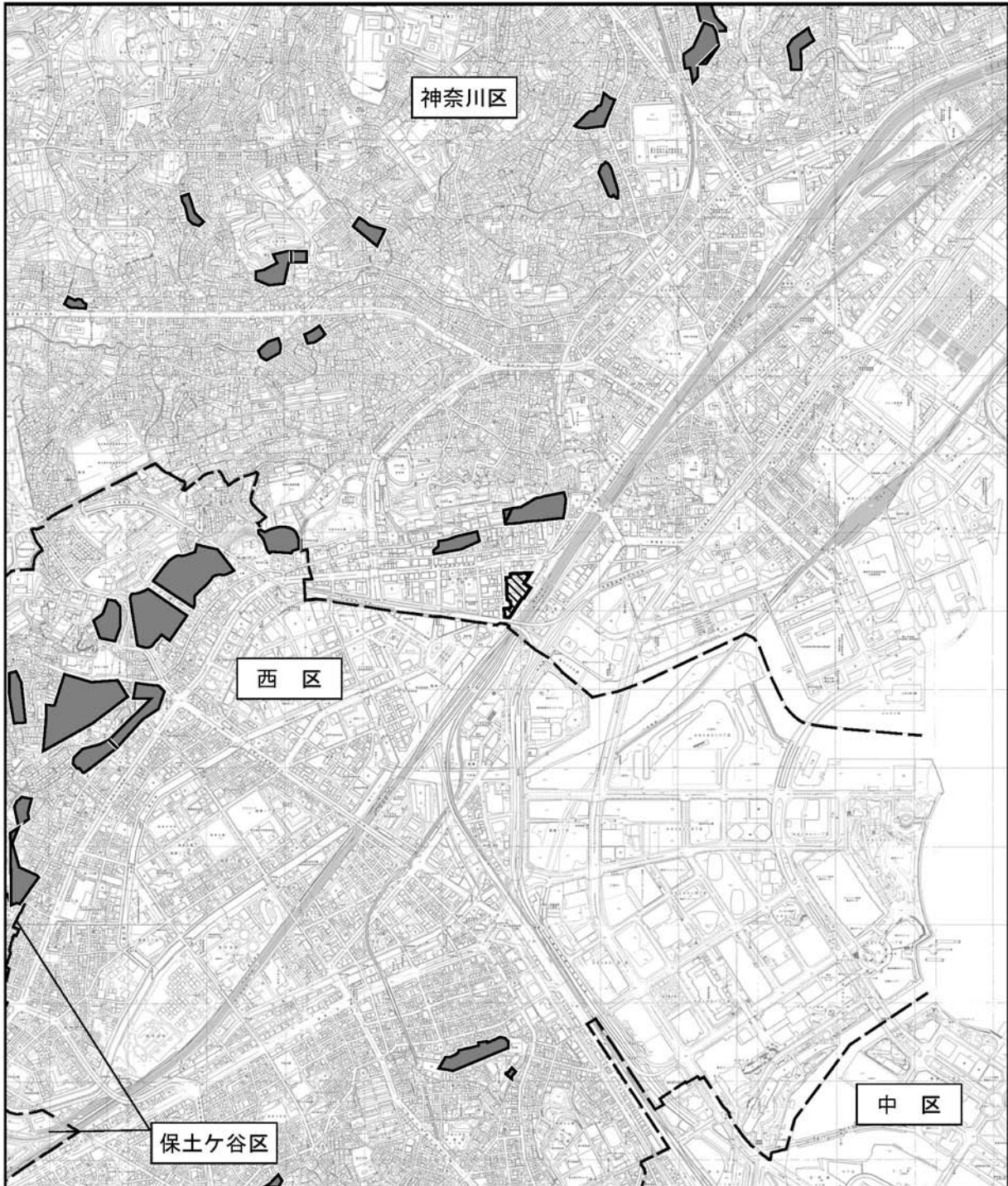
帷子川水系の「浸水想定区域」*1（神奈川県告示第 626 号、平成 18 年 12 月）によると、対象事業実施区域での浸水の想定はされていませんが、帷子川分水路の右岸川において、新田間川や幸川、石崎川による 0.5～2.0m の浸水想定がされている区域が分布しています。

また、帷子川水系河川の「洪水ハザードマップ」*2（横浜市、平成 19 年 6 月）によると、対象事業実施区域を含めた周辺区域は、「浸水のおそれのある区域」に属しています。



さらに、神奈川県においては、平成 23 年 3 月の東日本大震災を受け、12 の想定地震に対して津波の浸水が予測される区域を示した「津波浸水予測図」も作成されています。各津波浸水予測図は資料編（資 2.2-1～資 2.2-7 参照）に示すとおりです。

*1：「浸水想定区域」は、帷子川水系 7 河川の河道の整備状況、帷子川分水路、今井川地下調節池等の施設の状況等を勘案して、帷子川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨である概ね 100 年に 1 回程度起こる大雨が降ったことにより帷子川水系 7 河川がはん濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めたものです。

*2：「洪水ハザードマップ」は、「神奈川県新アポイドマップ」（神奈川県、平成 7 年 3 月）、「横浜市環境創造局 浸水（洪水・帯水）・高潮警戒区域図」（平成 16 年 3 月現在）、「過去に浸水があり、今後、注意が必要となる箇所」等に基づき、地形的にみて浸水のおそれのある区域や過去に浸水があった箇所を考慮して横浜市が設定した区域です。

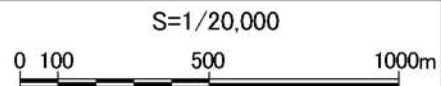


凡 例

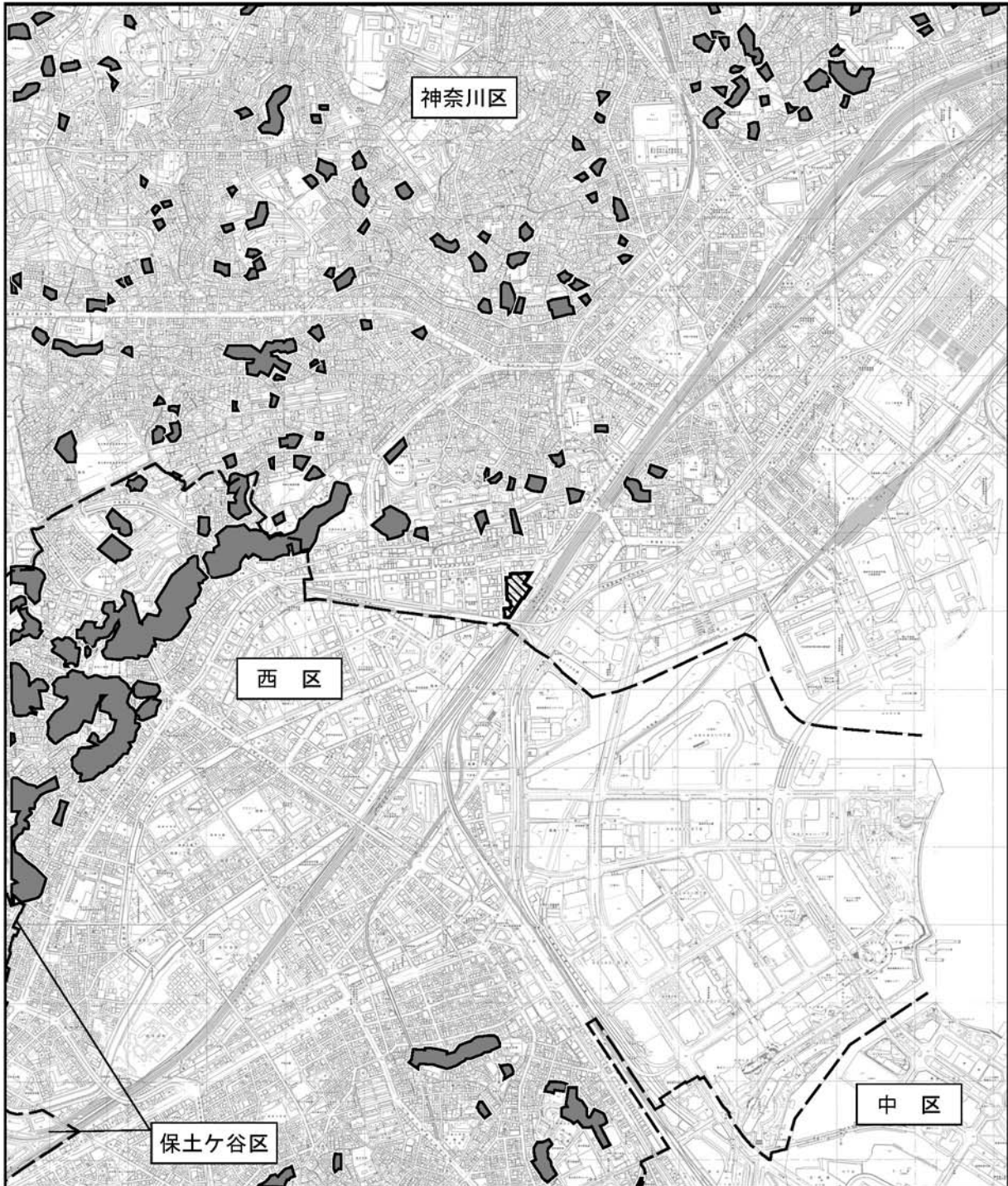
-  対象事業実施区域
-  急傾斜地崩壊危険区域

資料:「神奈川区土砂災害ハザードマップ」(横浜市、平成24年3月)
「西区土砂災害ハザードマップ」(横浜市、平成22年1月)



図3.2-27 急傾斜地崩壊危険区域



この地図の作成にあたっては、横浜市発行の1/2,500地形図を使用しています。(横浜市地形図複製承認番号 平27建都計第9104号)

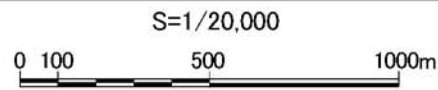


凡例

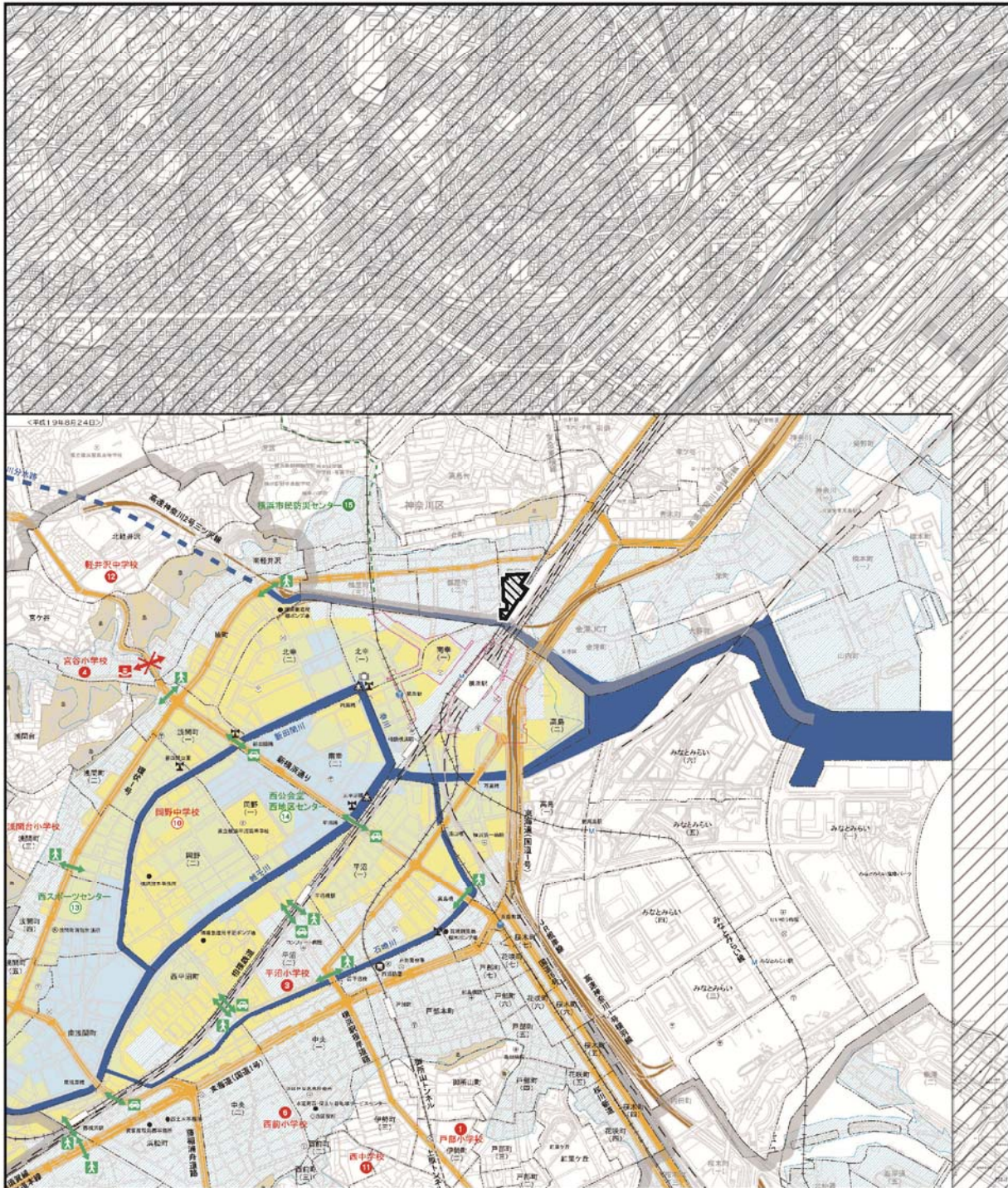
-  対象事業実施区域
-  土砂災害警戒区域

資料:「神奈川区土砂災害ハザードマップ」(横浜市、平成24年3月)
 「西区土砂災害ハザードマップ」(横浜市、平成22年1月)

図3.2-28 土砂災害警戒区域



この地図の作成にあたっては、横浜市発行の1/2,500地形図を使用しています。(横浜市地形図複製承認番号 平27建都計第9104号)

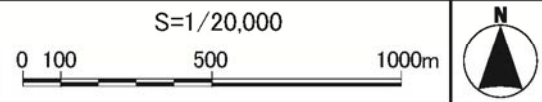


凡例

- 対象事業実施区域 (浸水想定区域)
- 帷子川水系
- 1.0m以上2.0m未満
- 浸水のおそれのある区域
- 0.5m以上1.0m未満
- 0.5m未満

資料:「西区洪水ハザードマップ」(横浜市、平成19年6月)
 ※資料には帷子川水系として神奈川区の一部も含まれていますが、網掛け部の浸水想定区域の情報は示されていません。

図3.2-29 浸水の恐れのある区域



この地図の作成にあたっては、横浜市発行の1/2,500地形図を使用しています。(横浜市地形図複製承認番号 平27建都計第9104号)

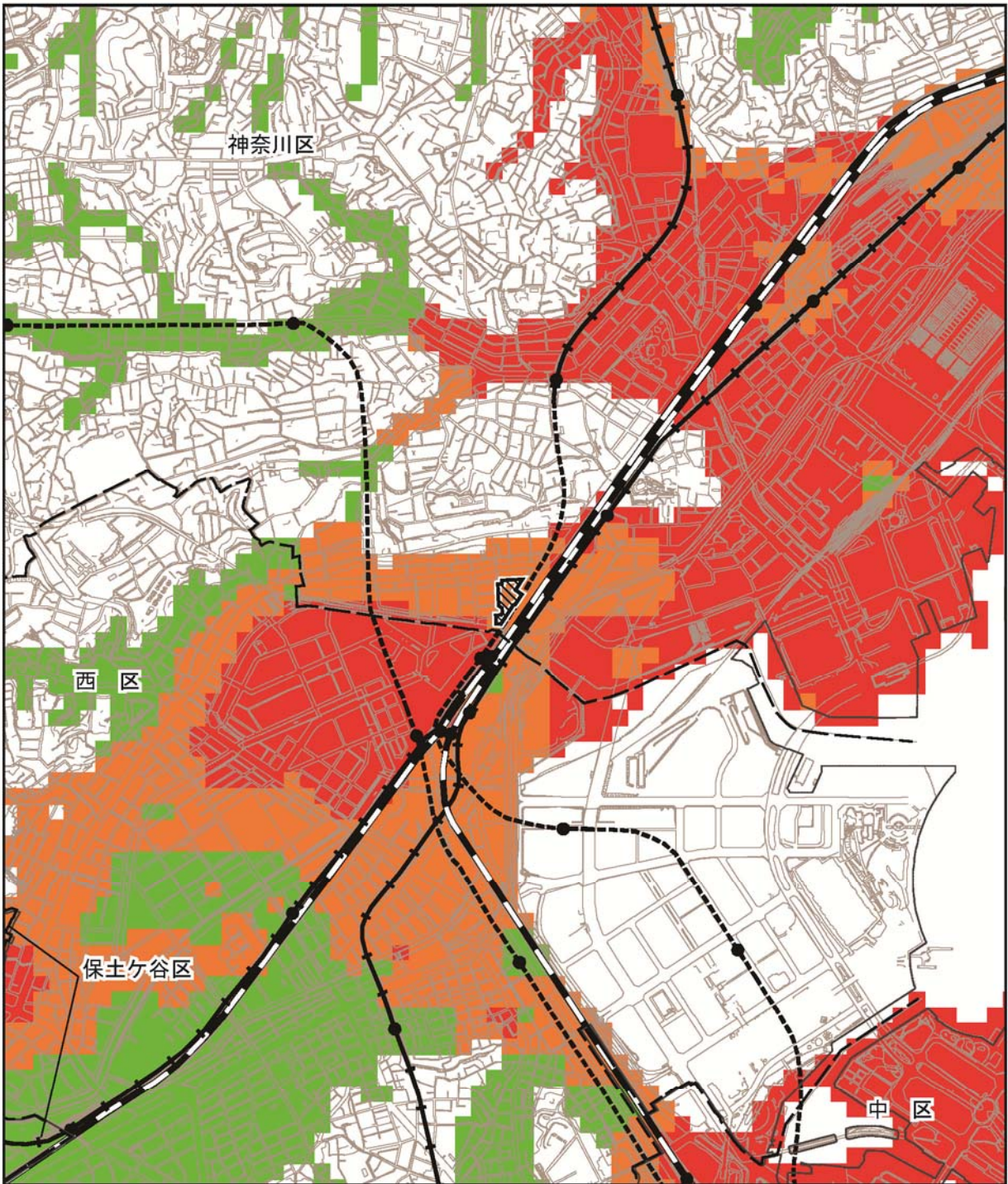
(6) 液状化の可能性が高いと想定される地域

調査区域における液状化の可能性が高いと想定される地域は、図 3.2-30(1)～(3)に示すとおりです。

「液状化の可能性が高いと想定される地域」は、その地点での液状化の危険度を示す PL 値 ($F_L - P_L$ 法 (道路橋示方書・同解説 V 耐震設計編 (平成 8 年 12 月))) による) を用いて液状化危険度の判定を行い、危険度が高いと判定された区域です。

「横浜市地震被害想定調査報告書」(横浜市、平成 24 年 10 月) では、元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震の 3 地震を被害想定の対象としています。

対象事業実施区域の周辺地域では、横浜駅を中心とした平地において、元禄型関東地震で「液状化する可能性がある」～「液状化危険度が高い」、東京湾北部地震と南海トラフ巨大地震で「液状化危険度は低い」～「液状化する可能性がある」が想定されており、対象事業実施区域においては、元禄型関東地震と東京湾北部地震で「液状化する可能性がある」、南海トラフ巨大地震で「液状化危険度は低い」が想定されています。

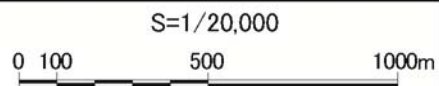


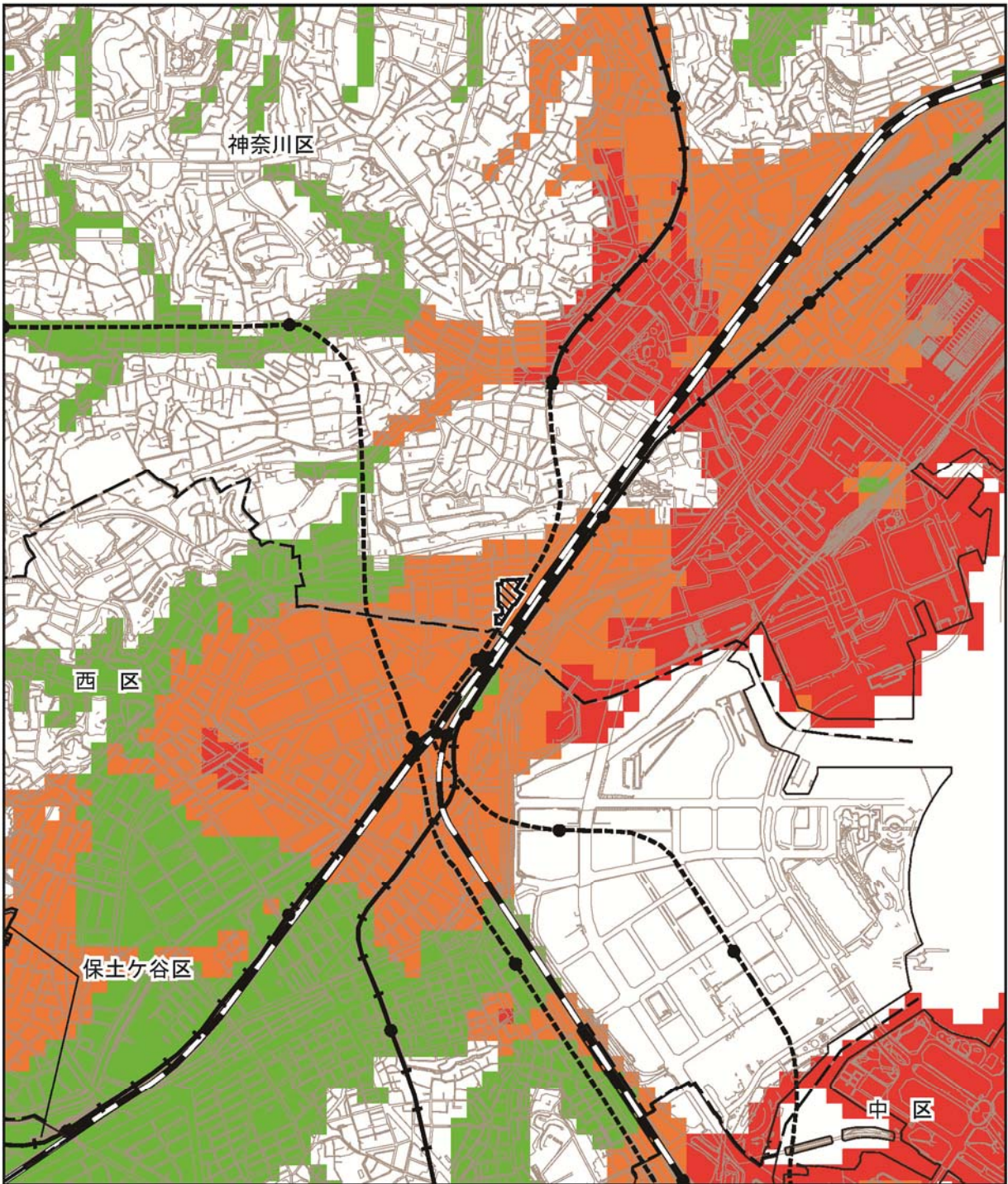
凡例

- | | |
|---|--|
|  対象事業実施区域 |  液状化危険度が高い：15<PL |
|  液状化する可能性がある：5<PL≤15 |  液状化危険度は低い：0<PL≤5 |
|  液状化危険度はかなり低い：PL=0 | |

資料：「横浜市地震被害想定調査報告書」(横浜市、平成24年10月)

図3.2-30(1) 液状化の恐れのある地域
(元禄型関東地震)



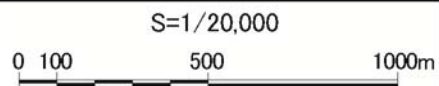


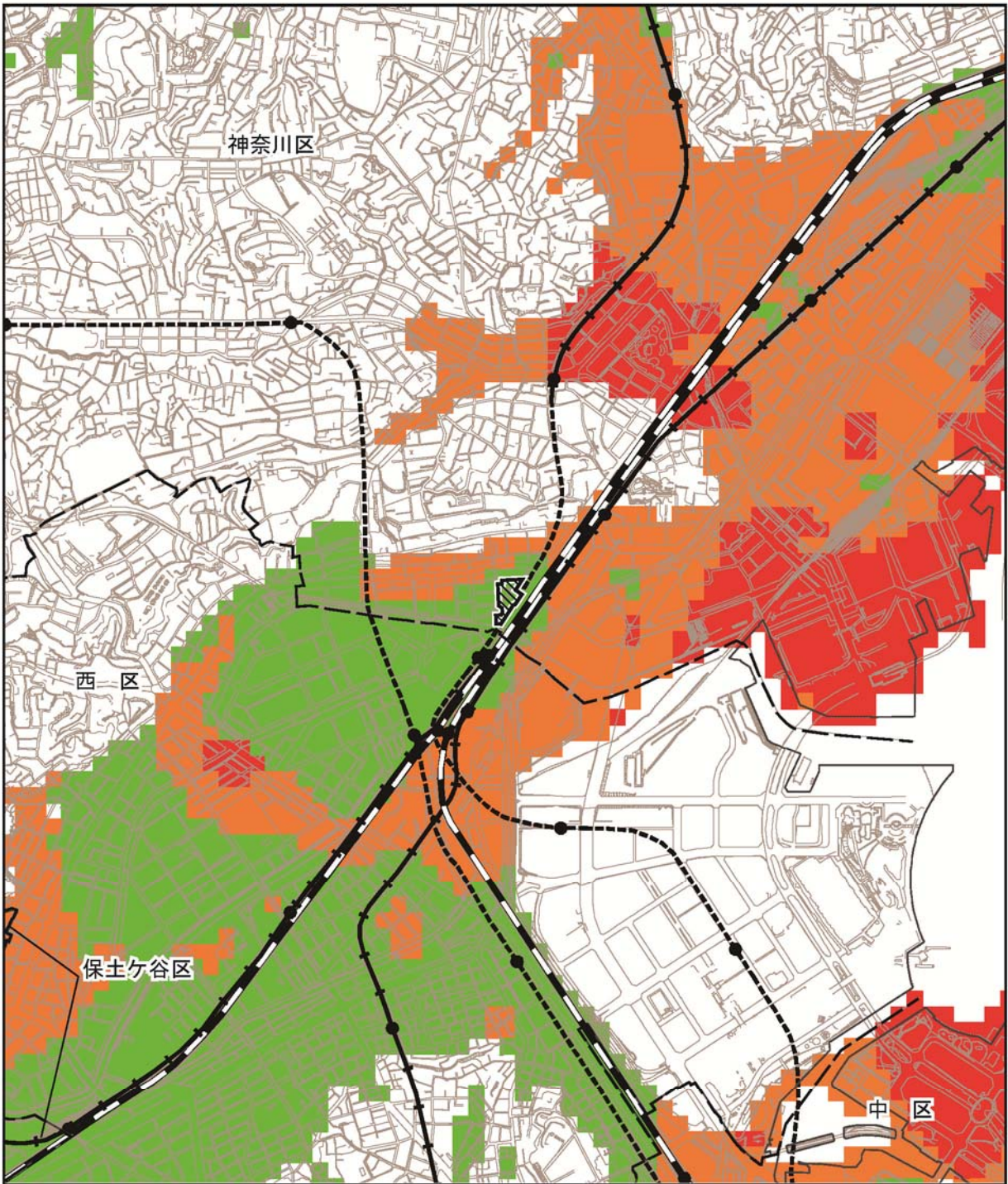
凡例

- | | |
|---|--|
|  対象事業実施区域 |  液状化危険度が高い：15 < PL |
|  液状化する可能性がある：5 < PL ≤ 15 |  液状化危険度は低い：0 < PL ≤ 5 |
|  液状化危険度はかなり低い：PL=0 | |

資料：「横浜市地震被害想定調査報告書」(横浜市、平成24年10月)

図3.2-30(2) 液状化の恐れのある地域
(東京湾北部地震)



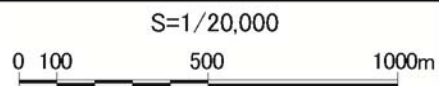


凡例

- | | |
|---|--|
|  対象事業実施区域 |  液状化危険度が高い：15 < PL |
|  液状化する可能性がある：5 < PL ≤ 15 |  液状化危険度は低い：0 < PL ≤ 5 |
|  液状化危険度はかなり低い：PL=0 | |

資料：「横浜市地震被害想定調査報告書」(横浜市、平成24年10月)

図3.2-30(3) 液状化の恐れのある地域
(南海トラフ巨大地震)



3.2.12 廃棄物の状況

横浜市におけるごみと資源の総量の状況は、表 3.2-32 に示すとおりです。

平成 25 年度のごみと資源の総量は約 125 万 5 千トンで、基準年度^{注)}である平成 21 年度と比較して、約 2 万トンの削減(約-1.6%) となっています。

このうち、家庭系のごみ量と資源化量(集団回収含む)の総量は約 90 万トンであり、平成 21 年度と比較して約 3 万 3 千トンの削減(約-3.5%)、事業系に区分されるごみ量と資源化量の総量は約 35 万 5 千トンであり、平成 21 年度と比較して約 1 万 3 千トンの増加(約+3.8%) となっています。

表 3.2-32 横浜市におけるごみと資源の総量

単位：トン

			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
ごみと資源の総量			1,275,444	1,261,691	1,281,602	1,274,815	1,255,504	
処理内訳	ごみ量	家庭系	焼却	608,907	600,352	611,344	602,903	589,082
			埋立	2,393	2,527	2,551	2,697	2,810
			小計	611,299	602,879	613,895	605,600	591,892
		事業系	焼却	313,097	306,529	307,247	309,362	305,360
			埋立	5,332	5,123	4,869	4,210	4,165
			小計	318,429	311,652	312,116	313,572	309,526
	計			929,728	914,531	926,011	919,172	901,418
	資源化量	家庭系	缶	10,651	10,489	10,237	9,826	9,654
			びん	21,604	21,973	22,169	22,001	22,337
			ペットボトル	12,087	12,421	12,649	12,270	12,064
			小さな金属類	5,124	5,384	5,508	5,318	5,163
			プラスチック製容器包装	48,553	48,958	48,173	48,078	48,079
			スプレー缶	546	588	552	634	627
			古紙	25,999	17,478	12,502	7,366	2,687
			古布	3,473	2,551	1,967	1,296	791
			蛍光灯・電球	216	206	197	189	201
			乾電池	435	435	480	464	485
			粗大金属	6,406	6,657	6,752	6,366	6,464
			ガラス残さ	5,579	5,435	5,357	5,222	5,224
			小型家電	—	—	—	—	4
その他 ^{※1}			89	99	74	51	—	
小計			140,762	132,675	126,616	119,082	113,779	
資源集団回収			180,771	185,791	189,534	193,178	194,336	
事業系 ^{※2}	せん定枝	17,276	20,489	31,099	34,105	36,293		
	生ごみ	6,907	8,205	8,341	9,278	9,677		
	小計	24,183	28,694	39,440	43,382	45,970		
計			345,716	347,160	355,591	355,643	354,086	
処理内訳	ごみ量	焼却	922,003	906,882	918,591	912,265	894,442	
		直接埋立	7,725	7,649	7,420	6,907	6,976	
		計	929,728	914,531	926,011	919,172	901,418	
資源化量			345,716	347,160	355,591	355,643	354,086	
焼却残さ	埋立		117,871	130,392	131,403	132,696	128,547	
	資源化		10,777	—	—	—	4,007	

注) 横浜市では、「ヨコハマ 3R 夢プラン」に基づき、ごみと資源の総量を平成 37 年度までに平成 21 年度比 10%以上削減することを目指しています。

※1：生ごみバイオガス化事業の資源化量と、グリーンコンポストの資源化量の合計です。

※2：事業系の資源化量には、横浜市外から持ち込まれたものも含まれています。事業系の資源化量は、学校給食及び許可を受けた事業者が資源化した量です。

※3：表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

資料：「平成 26 年度 事業概要」(横浜市、平成 26 年 9 月)

3.2.13 法令等の状況

公害防止、自然環境保全及び災害防止等に関する法令等と本事業との関係の有無は、表 3.2-33(1)～(4)に示すとおりです。

適用法令は現在の法令の施行状況等より判断したものであり、本事業と関連のある適用法令は遵守します。

表 3.2-33(1) 環境関連法令等

項目	関連法令	本事業との関係
環境一般	環境基本法	○
	神奈川県環境基本条例	—
	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	—
	横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例	○
	横浜市生活環境の保全等に関する条例	○
	環境影響評価法	—
	神奈川県環境影響評価条例	—
	横浜市環境影響評価条例	○
	横浜市開発事業の調整等に関する条例	—
	環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき指針）	○
大気汚染	大気汚染防止法	○
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	○
	神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画	—
水質汚濁	水質汚濁防止法	—
	神奈川県洗剤対策推進方針	○
	下水道法	○
	横浜市下水道条例	○
土壌汚染	土壌汚染対策法	○
	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	—
騒音	騒音規制法	○
振動	振動規制法	○
地盤沈下	工業用水法	—
	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	—
悪臭	悪臭防止法	○
日照障害	建築基準法	○
	横浜市建築基準条例	○
	横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例	○
	横浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	○

表 3.2-33(2) 環境関連法令等

項目	関連法令	本事業との関係	
公害防止	循環型社会形成推進基本法	○	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	○	
	資源の有効な利用の促進に関する法律	○	
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	○	
	食品循環資源の再利用等の促進に関する法律	○	
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	○	
	神奈川県土砂の適正処理に関する条例	○	
	神奈川県循環型社会づくり計画	○	
	神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	—	
	アスベスト除去工事に関する指導指針	○	
	神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例	○	
	横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	○	
	神奈川県分別収集促進計画	○	
	横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ 3R 夢プラン～	○	
	第 6 次横浜市産業廃棄物処理指導計画	○	
	横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例	○	
	ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法	—
	有害化学物質	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	—
グリーン調達	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	○	
環境計画等	神奈川地域公害防止計画	○	
	エコツーリズム推進法	—	
	横浜市環境管理計画	○	
	横浜市水と緑の基本計画	○	
	「横浜スマートシティプロジェクト」マスタープラン	—	
	横浜グリーンバレー構想	—	
自然環境保全	生物多様性基本法	○	
	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	—	
	地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律	○	
	自然環境保全条例（神奈川県）	—	
	神奈川みどり計画	○	
	神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例	—	
	横浜市水と緑の基本計画	○	
	横浜市環境エコアップマスタープラン	○	
	横浜市生物多様性保全再生指針	○	
	生物多様性横浜行動計画（ヨコハマ b プラン）	○	
	緑の環境をつくり育てる条例	○	
	横浜市みどりアップ計画（新規・拡充施策）	○	
	緑化地域制度	○	
	横浜自然観察の森条例	—	
横浜つながりの森構想	—		

表 3.2-33(3) 環境関連法令等

項目		関連法令	本事業との関係
自然環境保全	国立公園、県立自然公園、都市公園等	自然公園法	—
		都市公園法	—
		神奈川県立自然公園条例	—
		神奈川県都市公園条例	—
		横浜市公園条例	—
	自然環境保全地域	自然環境保全法	—
	風致地区	都市計画法	—
		風致地区条例（神奈川県）	—
		横浜市風致地区条例	—
	特別緑地保全地区	都市緑地法	—
	近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法	—
	敷地内緑地、施設の設置	緑の環境をつくり育てる条例（横浜市）	○
		横浜市緑化地域に関する条例	○
	生産緑地地区	生産緑地法	—
	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	—
	農業専用地区	横浜市農業専用地区設定要綱	—
	鳥獣保護区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	—
	野生生物	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	—
		特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	—
	自然再生	自然再生推進法	—
かながわ水源環境保全・再生施策大綱		—	
災害防止	保安林	森林法	—
	砂防指定地	砂防法	—
	海岸保全地域	海岸法	—
	港湾区域	港湾法	—
	宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法	—
	地すべり防止地区	地すべり等防止法	—
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	—
	河川保全区域	河川法	—
	航空障害	航空法	—
	防火・危険物等の取り扱い	消防法	○
		横浜市火災予防条例	○
		化学物質の適正な管理に関する指針	—
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律		—	

表 3.2-33(4) 環境関連法令等

項目	関連法令	本事業との関係	
地球環境保全	地球温暖化対策の推進に関する法律	○	
	横浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）	○	
	エネルギー政策基本法	○	
	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	○	
	エネルギーの使用の合理化に関する法律	○	
	非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律	○	
	バイオマス活用推進基本法	—	
	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	○	
	フロン類の排出抑制に関する配慮指針	○	
	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法	—	
	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	○	
	神奈川県事務事業温室効果ガス排出抑制計画	○	
	神奈川県地球温暖化対策推進条例	○	
	神奈川県循環型社会づくり計画	○	
	神奈川県バイオマス利活用計画	—	
	横浜市ヒートアイランド対策取組方針	○	
	横浜市地域冷暖房推進指針地域冷暖房推進指針実施細目	○	
その他	景観法	○	
	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	—	
	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	—	
	屋外広告物法	○	
	神奈川県屋外広告物条例	—	
	横浜市屋外広告物条例	○	
	神奈川県景観条例	○	
	神奈川景観づくり基本方針	○	
	横浜市景観計画	○	
	横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例	○	
	横浜市都市計画マスタープラン・区プラン	○	
	地区計画・建築協定	○	
	街づくり協議地区制度	○	
	横浜都市交通計画	—	
	土地区画整理法	—	
	横浜市駐車場条例	○	
	横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例	○	
	文化財	文化財保護法	—
		神奈川県文化財保護条例	—
	横浜市文化財保護条例	—	
その他	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律	○	
	横浜市環境教育基本方針	—	
	横浜市環境と地域経済の融合推進方針	○	
	光害対策ガイドライン	○	

3.3 調査対象地域等の地域特性

「3.2 地域の概況」の調査結果から要約される、対象事業実施区域及びその周辺地域における地域特性の概要は、表 3.3-1(1)～(2)に示すとおりです。

対象事業実施区域の位置する横浜駅周辺は、1882年から1906年にかけて埋立・整地されており、現在は市街化が進んでいます。対象事業実施区域及びその周辺の平坦地は、主として商業地域に指定されています。北側の高台は第二種中高層専用住居地域、第一種住居地域及び準住居地域といった住居系の用途指定、東側の湾岸地域は工業地域や工業専用地域の指定がされています。

対象事業実施区域周辺の道路網としては、北側に主要地方道青木浅間線(環状1号線)が東西に通っており、当該道路が対象事業実施区域への主なアクセス道路になります。また鉄道網としては、対象事業実施区域南端で接する帷子川分水路を挟んで横浜駅が隣接しており、JR線、相模鉄道線、京浜急行電鉄線、東京急行電鉄線、横浜市営地下鉄線、みなとみらい線の利用が可能となっています。

「エキサイトよこはま22」(まちづくりガイドラインが平成24年度に改訂)では、対象事業実施区域が属する「鶴屋町地区」を、地域の就業者や居住者の利便性を高め、にぎわい機能を誘導するとともに、多世代の活動や交流を支援する機能や安全・安心をサポートする機能の集積、さらに横浜駅西口のセンターゾーンとの連携を図るべき地区として位置づけています。

そのため、本事業では、計画建物を高層化させて土地の有効利用を図り、低層部に複合施設、中層部に宿泊施設を配置した段階的な建物構成を形成させることで、横浜駅からつながる街のにぎわいを継承させるとともに、活動の拠点としても機能させていく計画としています。

表 3.3-1(1) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
気象の状況	<ul style="list-style-type: none"> 横浜地方気象台(横浜市中区山手)における平成26年の平均気温は16.2℃、相対湿度66%(年平均)、降水総量1,860.0mm、平均風速3.6m/s、最多風向は北となっています。
地形、地質の状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域はその昔は海であり、1882年から1906年にかけて埋立・整地されました。 対象事業実施区域付近の地質は、砂を主とする自然堤防及び砂州堆積物、対象事業実施区域周辺は埋土及び低湿地堆積物や武蔵野ローム層・武蔵野礫層で形成されています。 対象事業実施区域には、層厚0~5m程度の軟弱地盤が存在するとされています。
水循環の状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域の南側を二級河川の帷子川分水路が西から東に向かって流れています。
植物、動物の状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及び周辺は、主に埋立・整地された地域であるため、貴重な植物種や群落の生育の可能性は低いと考えます。 対象事業実施区域及びその周辺に生息する動物は、市街地に適応した種が中心と考えられます。 対象事業実施区域及びその周辺に農地はありません。
人口、産業の状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域のある神奈川区では、平成26年の総人口が235,751人、一世帯あたりの人員が2.01人、人口密度が9,994人/km²で、神奈川区周辺の西区、中区、保土ヶ谷区と比べると、世帯数、人口が比較的多い区となっています。 人口、世帯数ともに増加の傾向がみられます。 対象事業実施区域のある神奈川区では、事業所数や従業員数が最も多いのは、卸売業、小売業となっています。
土地利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域のある神奈川区は、都市計画区域23.6km²のうち、19.1km²が市街化区域となっており、用途地域は住居系が約12.1km²、商業系が3.2km²、工業系が3.5km²となっています。
交通、運輸の状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域の南側には高速神奈川2号三ツ沢線、北側には主要地方道青木浅間線(環状1号線)が通っています。 対象事業実施区域の周辺では、横浜市営バスのほか、相鉄バス・京急バスといった民営バスが運行しています。 調査区域の旅客用鉄道は、JR線、相模鉄道線、京浜急行電鉄線、東京急行電鉄線、横浜市営地下鉄線、みなとみらい線があります。対象事業実施区域の最寄りの駅は、横浜駅若しくは京浜急行電鉄線の神奈川駅です。 平成21年から平成25年において、入港船舶総数は37,047~37,706隻、総トン数については約2億6千万トン~2億8千万トンであり、概ね横ばいの推移を示しています。
公共施設等の状況	<p>対象事業実施区域の周辺の主な公共施設等は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 主な教育施設は、対象事業実施区域西側に情報セキュリティ大学院大学、南東側に小学館プロダクションだっころームプラス及びナーサリー横浜ポートサイド等があります。 主な医療機関は、対象事業実施区域南約750mに横浜第一病院があります。 主な官公庁は、神奈川区役所は対象事業実施区域の北東約1,000mに、西区役所は対象事業実施区域の南約1,750mにあります。また、横浜駅行政サービスセンターが対象事業実施区域の南約350mにあります。
文化財等の状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域北東側に横浜市登録の史跡文化財と有形民俗文化財が点在しています。 対象事業実施区域北東側に4箇所の埋蔵文化財包蔵地(貝塚、散布地、城跡)の記録があります。

表 3.3-1(2) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
公害等の状況	<ul style="list-style-type: none"> 調査区域における一般環境大気測定局（神奈川区総合庁舎、西区平沼小学校）及び自動車排出ガス測定局（西区浅間下交差点）における平成 22 年度から平成 26 年度までの期間の環境基準の適合状況は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素、ダイオキシン類については全てが適合していました。光化学オキシダントについては全て不適合でした。 微小粒子状物質(PM2.5)は、平成 24 年度から自動車排出ガス測定局（西区浅間下交差点）、平成 26 年度から一般大気測定局（神奈川区総合庁舎）において測定されていますが、環境基準には適合していませんでした。なお、平成 27 年 4 月から一般大気測定局（西区平沼小学校）でも測定が開始されており、平成 27 年度から評価対象になっています。
水質汚濁	<ul style="list-style-type: none"> 河川における水質結果は、平成 21 年度から平成 25 年度までの期間において、大腸菌群数を除いた全て項目で環境基準に適合しています。 海域における水質結果は、平成 21 年度から平成 25 年度までの期間において、平成 21 年度の全窒素を除いて全ての項目で環境基準に適合しています。
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺で騒音測定が実施されている測定地点は、一般国道 1 号の 3 地点と一般国道 16 号の 1 地点であり、その道路交通騒音（等価騒音レベル）は、一般国道 1 号の西区浜松町では環境基準を下回っていますが、神奈川区三ツ沢中町及び桐畑では昼間、夜間ともに環境基準を上回っています。一般国道 16 号においては、昼間は環境基準を下回っています。 調査区域内の騒音・振動の主な発生源としては、鉄道の走行や高速神奈川 1 号横羽線、一般国道 1 号、主要地方道青木浅間線などを走行する自動車などがあげられます。また、建物屋上などにある設備機器からの稼働などもあげられます。
土壌汚染	<ul style="list-style-type: none"> 調査区域内には、横浜市から指定を受けた形質変更時要届出区域が 4 箇所あります。 対象事業実施区域はその昔は海であり、1882 年から 1906 年にかけて埋立・整地されました。その後、対象事業実施区域を含む一帯は業務・商業地域として市街化が進んでいますが、対象事業実施区域内で土壌を汚染させる土地の利用は行われていません。
悪臭	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺には、著しい悪臭の発生源はみられません。
地盤沈下	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度における対象事業実施区域のある神奈川区における沈下点数は 7 地点で、その沈下量は 10mm 未満です。
災害の状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域の周辺地域において、地震発生時に想定される震度は、元禄型関東地震で震度 6 弱～7、東京湾北部地震で震度 5 強～6 強、南海トラフ巨大地震で震度 5 弱～5 強の揺れが想定されています。 対象事業実施区域においては、元禄型関東地震で震度 6 弱～6 強が想定されています。 対象事業実施区域の周辺地域には、「急傾斜地崩壊危険区域」「土砂災害警戒区域」「浸水のおそれのある区域」「液状化の可能性が高いと想定される地域」に該当する区域が分布しています。このうち、対象事業実施区域は「浸水のおそれのある区域」「液状化の可能性が高いと想定される地域」に属しています。
廃棄物の状況	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市における平成 25 年度のごみと資源の総量は約 125 万 5 千トンで、基準年度である平成 21 年度と比較して、約 2 万トンの削減(約-1.6%) となっています。
法令等の状況	<ul style="list-style-type: none"> 本事業と関連のある適用法令としては、公害防止の観点から「横浜市生活環境の保全等に関する条例」など、地球環境保全の観点から、「横浜市ヒートアイランド対策取組方針」などがあげられます。